











25年度

		課室名		情報管理課		
起案日		25年4月1日		決裁日		
				25年4月1日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案者			運用管理係長	主幹兼課長補佐 情報開発係長	情報管理課長
	Tel 2136 庶務担当					
		意見				
		合議者				
						管財課長
ファイリング マネージャー	公印					
		意見				  
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否

件名： 財産（物品）貸付書の発行について（伺い）

エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州より申請のあった熊野江トンネル及び東谷トンネル付近の地下管路と引き上げ柱について、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1 貸付しようとする財産

(1) 東谷トンネル引き上げ管路 12.7m (別紙「占用物件書：区間①～②」)

(2) 熊野江トンネル引き上げ管路 7.5m (別紙「占用物件書：区間③～④、⑤～⑥、⑦～⑧」)

計 20.2m

(3) 自営柱 「延情東谷」、「延情熊野江」、「延情熊野江」 計 3本

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区渡辺通2-6-1 西鉄薬院駅ビル

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員 九州支社長 国枝 俊成

3 貸付の目的

大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として

4 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日

(2) 条件 貸付書(案)に記載

5 貸付料(年額)及びその算定根拠

(1) 引上げ管路

→ 延岡市財産条例第9条により、延岡市道路占用料徴収条例を準用。

地下電線その他地下に設ける線類を適用

$20.2\text{m} \times 4\text{円/年} = 80\text{円}$

(2) 電柱添架

→ NTT電柱添架料と同額とした。

$3 \times 1,260\text{円/年} = 3,780\text{円}$

※ (1) + (2) = 3,860円

6 使用許可書案

別紙のとおり

財産（物品）貸付書

延情管第 4 号

平成25年 4月 1日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員 九州支社長 国枝 俊成 様

延岡市長 首藤 正治



平成25年2月6日付文書番号 九州ネ10874-116号 で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	東谷トンネル引き上げ管路 熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱:延情東谷 延情熊の江1 延情熊の江2	
2 所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
3 貸付数量	管路20.2m 自営柱 3本	
4 貸付目的	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
5 貸付期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日	
6 貸付料	¥3,860円	納付期限 平成25年5月31日
7 その他		

《許可条件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合
(2) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

財産（物品）使用許可申請書

延岡市長 様

九州ネ10874-116号
平成25年 2月 6日

申請者

住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1 西鉄薬院駅ビル

氏名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員 九州支社長 国枝 俊成

担当者 ネットワーク部リンク計画担当

TEL 092-735-8768



次のとおり財産（物品）を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 財産（物品）の 名称 及び所在地	名称	東谷トンネル及び熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱（延情東谷 延情熊野江1 延情熊野江2）	
	所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
2 財産（物品）の 種類	ケーブルテレビ設備		
3 使用目的	用途	認定電気通信業の用に供するため	
	数量	管路20.2m 自営柱3本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由（詳細に）	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
4 使用期間	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで		
5 使用料	①引上げ管路 80円 ②電柱添架 3,780円 計 3,860円 （減免を希望する場合はその理由をご記入下さい。）		
6 添付書類	位置図、明細書、線路図等		

延岡市情報管理課(行政)H25更新申請一覧

エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社リンク計画担当

許可年度	申請区分	申請先名	出張所・営業所名	道路路線名	許可年月日	許可番号	申請番号	料金単価	許可数量	申請種別	土地種別	許可終了年月日
H24	行政財産使用許可	延岡市	情報管理課	東谷トンネル、熊野江トンネル	H24.4.1	H24延情管第4号	九州ネ10920-20号	1260	3	共架柱	乙	H25.3.31
H24	行政財産使用許可	延岡市	情報管理課	東谷トンネル、熊野江トンネル	H24.4.1	H24延情管第4号	九州ネ10920-20号	4	20	地下電線	乙	H25.3.31

財産(物品)貸付書

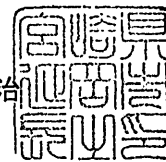
延情管第 4 号

平成24年 4月 1日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員 九州支社長 国枝 俊成 様

延岡市長 首藤 正治



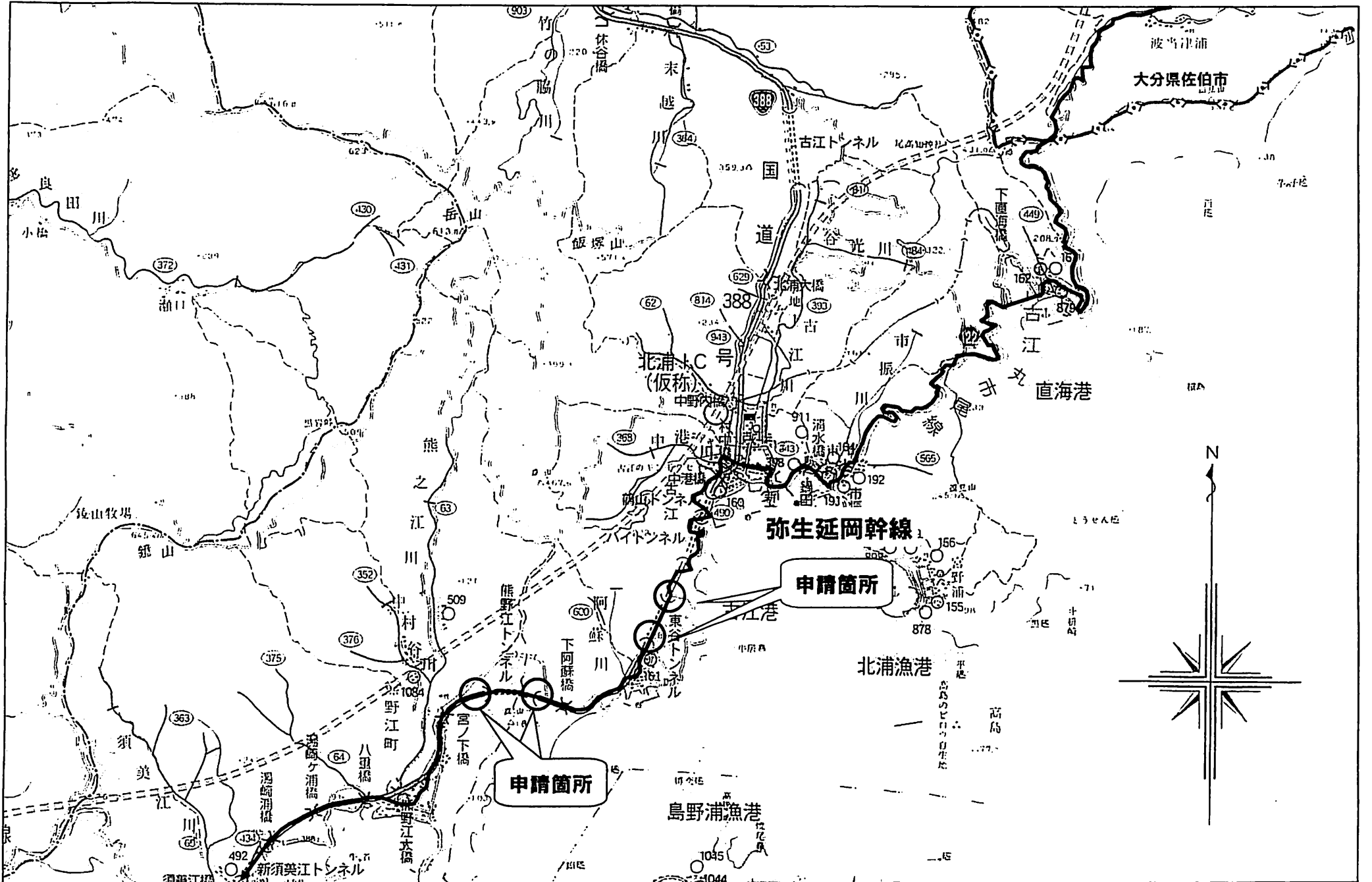
平成24年1月17日付文書番号 九州ネ10920-20号 で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	東谷トンネル引き上げ管路 熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱:延情東谷 延情熊の江1 延情熊の江2	
2 所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
3 貸付数量	管路20.2m 自営柱 3本	
4 貸付目的	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
5 貸付期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日	
6 貸付料	¥3,860円	納付期限 平成24年5月31日
7 その他		

《許可条件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合
(2) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

位置図



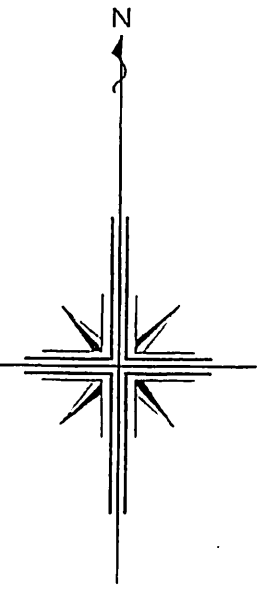
申請箇所

申請箇所

弥生延岡幹線

北浦漁港

島野浦漁港



占用物件集計表

(延岡市引上分線管使用)

占用物件		内 訳			数 量	備 考
		管路外径	ケーブル外径	条数		
		通信用ケーブル	地 下	φ 50mm	Φ 19.4mm	1条
架 空	電柱添架(共架電柱)			3本 [0本]		
	内 訳		自治体柱(延岡市)		3本 [0本]	
	道 路 横 断			[]はつり線のみ		

占 用 物 件 書

管路（既設）明細書

区 間	区間長 (m)	占用市町村名：延岡市						計
		条数	φ50mm硬質 ビニール管					
①～②	3.5	1	7.5					7.5
③～④	4.0	1	5.2					5.2
⑤～⑥	5.2	1	4.0					4.0
⑦～⑧	7.5	1	3.5					3.5
合 計	20.2		20.2					20.2

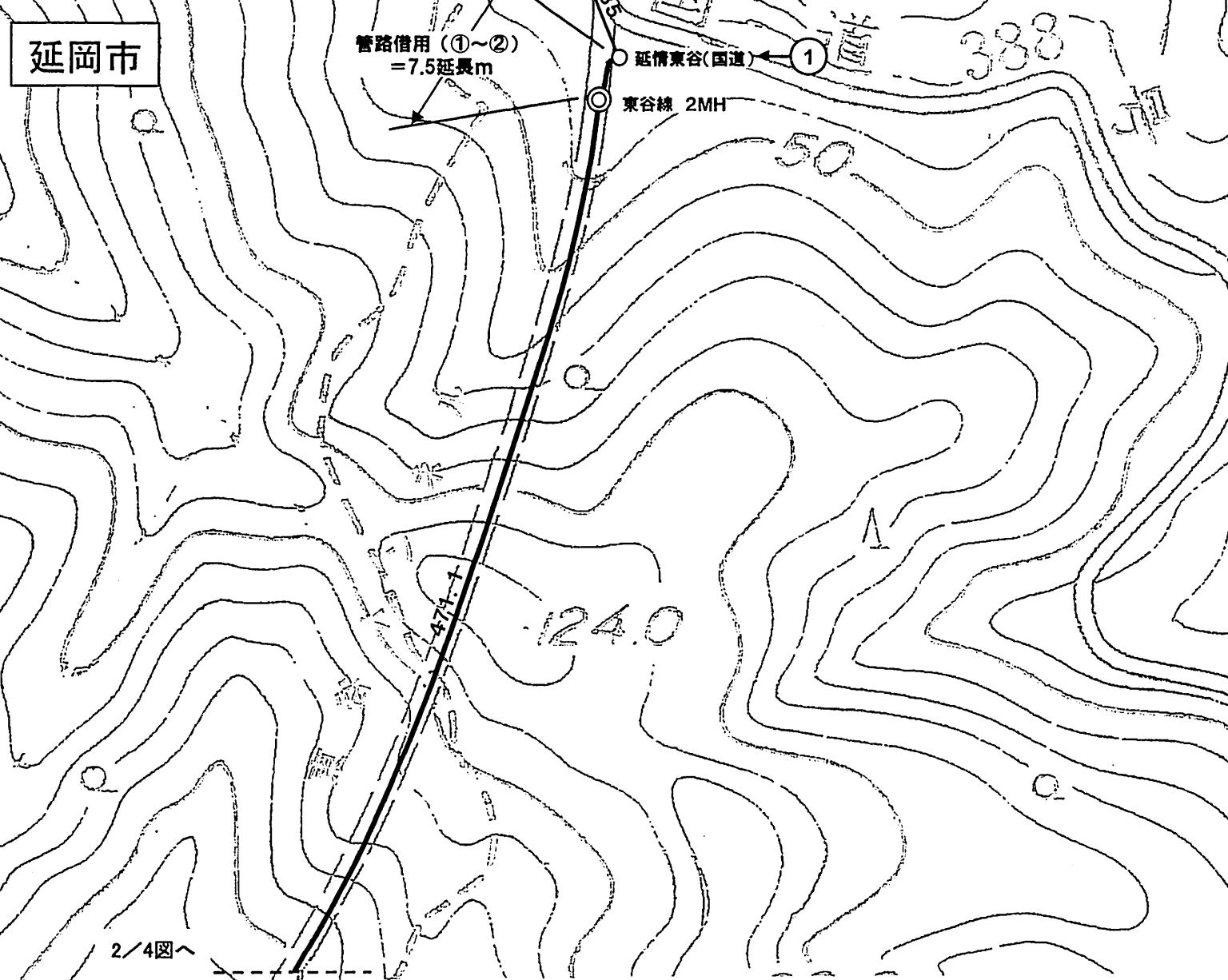
使用物件数量明細書

熊野江トンネル・東谷トンネル

(線路図 赤色表 示)	電柱共架			エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州の共架設備				
	所在地	電柱所有者	電柱番号	通信ケーブル			-	
				線種	外径	条数	電柱 数量	記事
1	宮崎県延岡市古江	延岡市	延情東谷	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	東谷トンネル
2	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江2	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	熊野江トンネル
3	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江1	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	
合 計						3条	3本	

工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	1/4

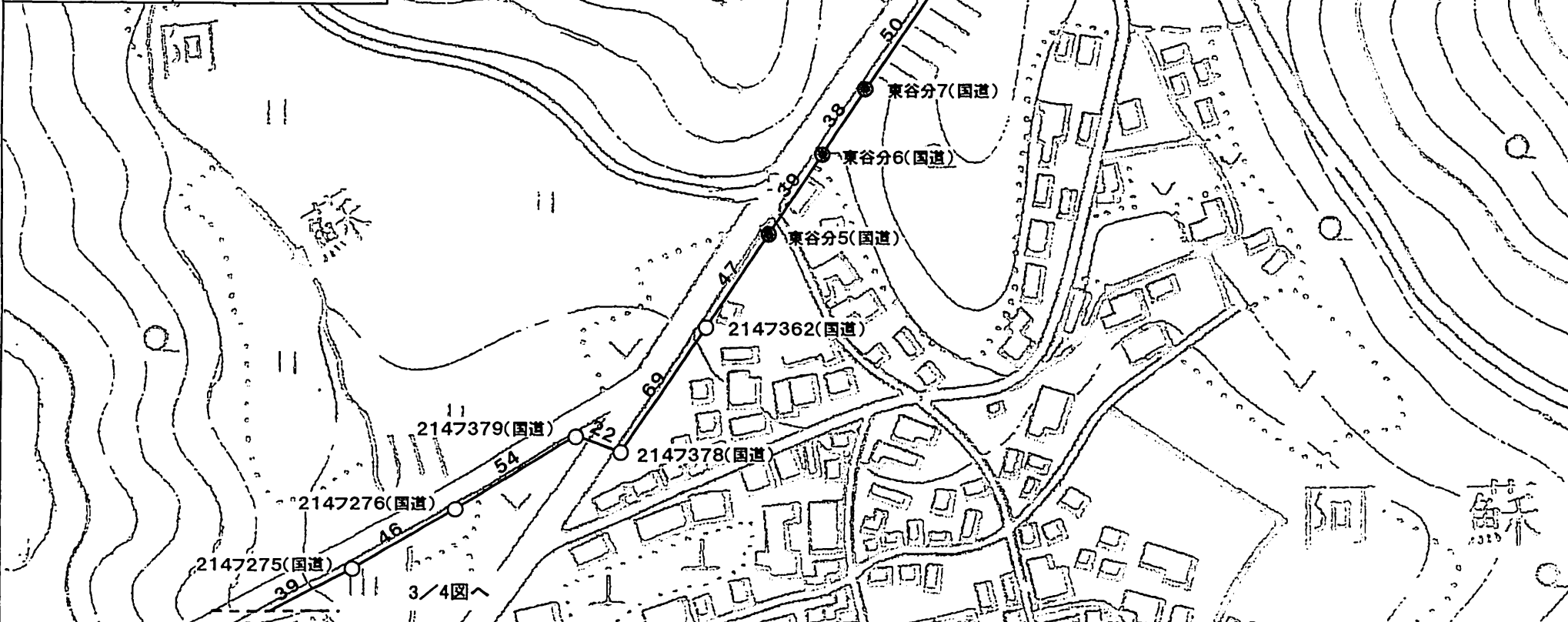
凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	2/4	

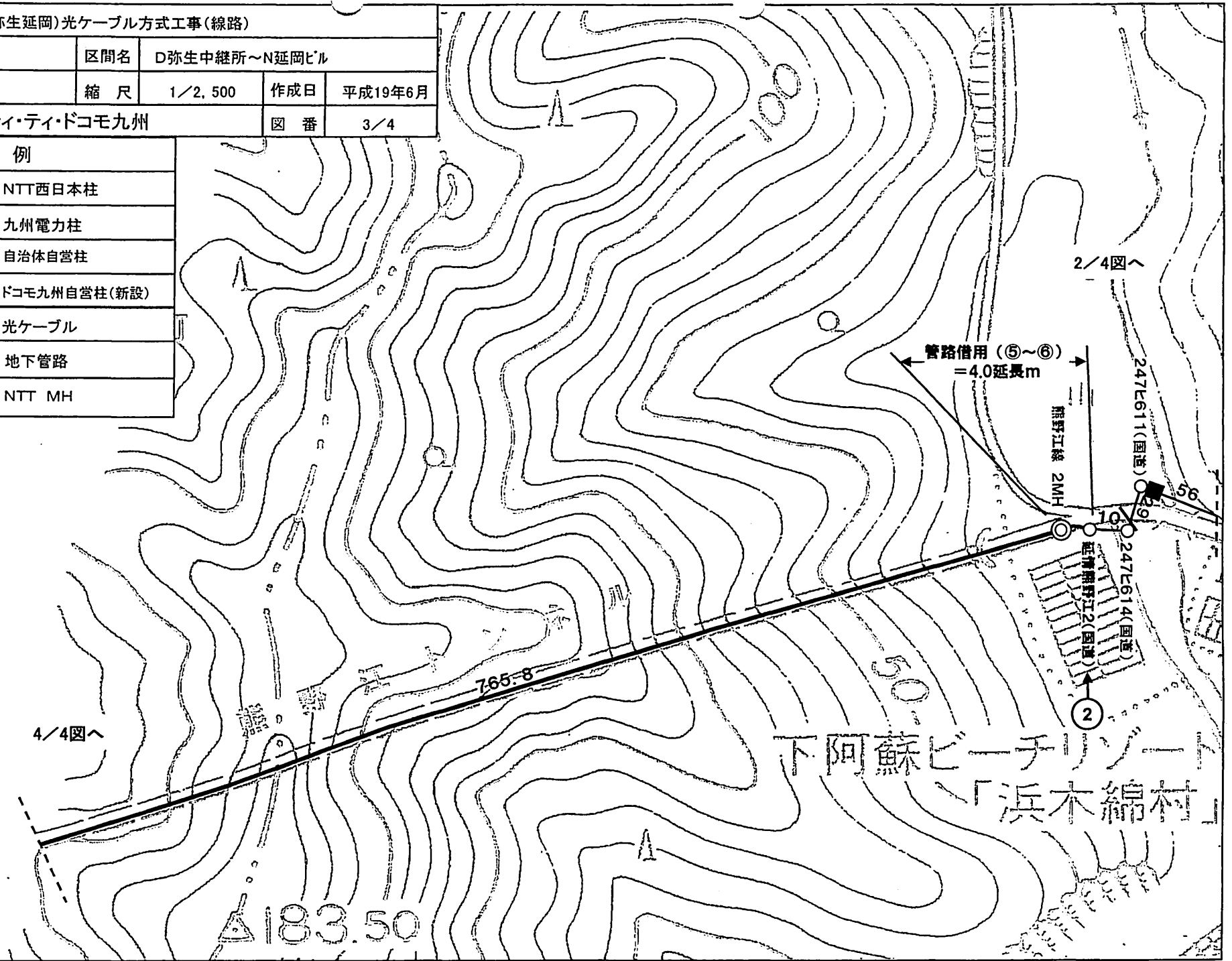
凡例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	ドコモ九州自営柱(既設)
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

延岡市



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	3/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



4/4図へ

2/4図へ

管路借用(5~6)
=4.0延長m

熊野江線 2MH

247611(国道)

247614(国道)

2

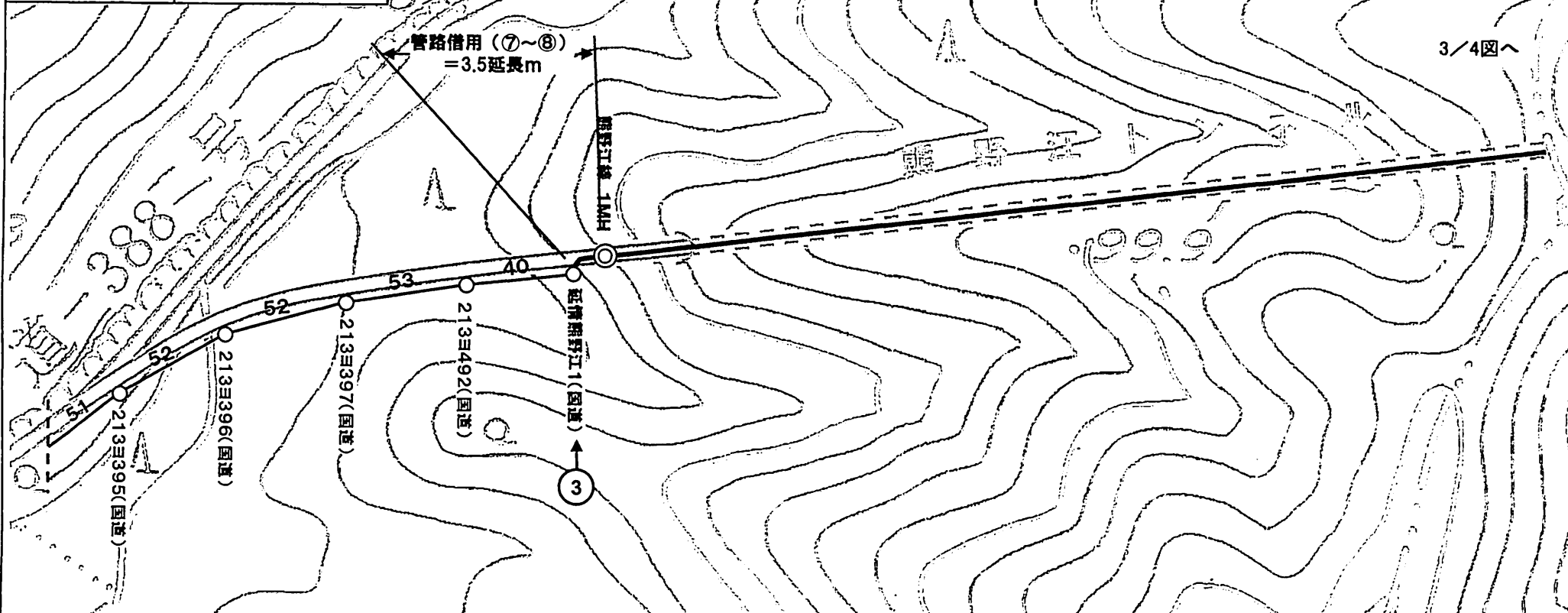
下阿蘇ビーチリゾート
「浜木綿村」

△183.50

765.8









500

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)			
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル	
施工者		縮尺	1/2,500	作成日 平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	4/4

25年度

		課室名		情報管理課			
起案日		平成25年4月1日		決裁日		平成25年4月 / 日	
課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者				運用管理係長	主幹兼 課長補佐 情報開発係長	情報管理 課長
	Tel 2136						
	庶務担当	意見					
		合議者					
							管財課長
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					 
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名：財産（物品）貸付書の発行について（伺い）

NTT西日本 宮崎支店より申請のありました北川町長井における本市自営柱への
共架につきまして、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1. 貸し付けようとする財産

自営柱（電柱番号：G15-03、G15-04） 計2本

2. 申請者の住所及び氏名

宮崎市広島1丁目5番3号

西日本電信電話株式会社 宮崎支店長

代理人 NTT西日本-九州 宮崎事業部 設備部長

3. 貸付の目的

配線ルートの変更のため

4. 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日

(2) 条件 貸付書（案）に記載

5. 貸付料（年額）及びその算定根拠

○電柱共架料

→ 算定にあたっては、NTT電柱添架料を基準と市、実際の共架期間

（4月～平成26年3月）を考慮する。

※ 自営柱：2本×1,260円（年）×（12ヶ月/12ヶ月）＝ 2,520円

6. 財産（物品）貸付書案

別紙「財産（物品）貸付書」のとおり

財 産 (物 品) 貸 付 書

延情管第 3 号

平成 25 年 4 月 1 日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店長

代理人 NTT西日本-九州

宮崎事業部 設備部長 様

延岡市長 首藤正清



平成 25 年 3 月 7 日付で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	自営柱 (電柱番号 ; G15-03、G15-04)	
2 所在地	延岡市北川町長井	
3 貸付数量	自営柱 2 本	
4 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため	
5 貸付期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日	
6 貸付料	2,520 円 /	納付期限 平成 25 年 5 月 31 日
7 その他		

《許 可 条 件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
 - (1) 公序良俗に反する場合
 - (2) 貸付条件に違反する場合
 - (3) 係員の指示に従わない場合
 - (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

財産(物品)貸付申請書

N西九宮設第 704号

平成25年3月7日

延岡市長 首藤正治 様

[申請者]

住所 〒880-8539

宮崎市広島1丁目5番3号

氏名 西日本電信電話株式会社

宮崎支店

支店長 池尻 親



下記のとおり財産(物品)を使用したいので、許可くださるよう申請します。

1 貸付施設	自営柱 (電柱番号 ; G15-03、G15-04)
2 所在地	延岡市北川町長井
3 貸付数量	自営柱2本
4 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5 貸付期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日
6 貸付料	有償・無償 減免を希望する場合はその理由
7 その他	

(担当者)

〒880-0904 宮崎市中村東3-4-30

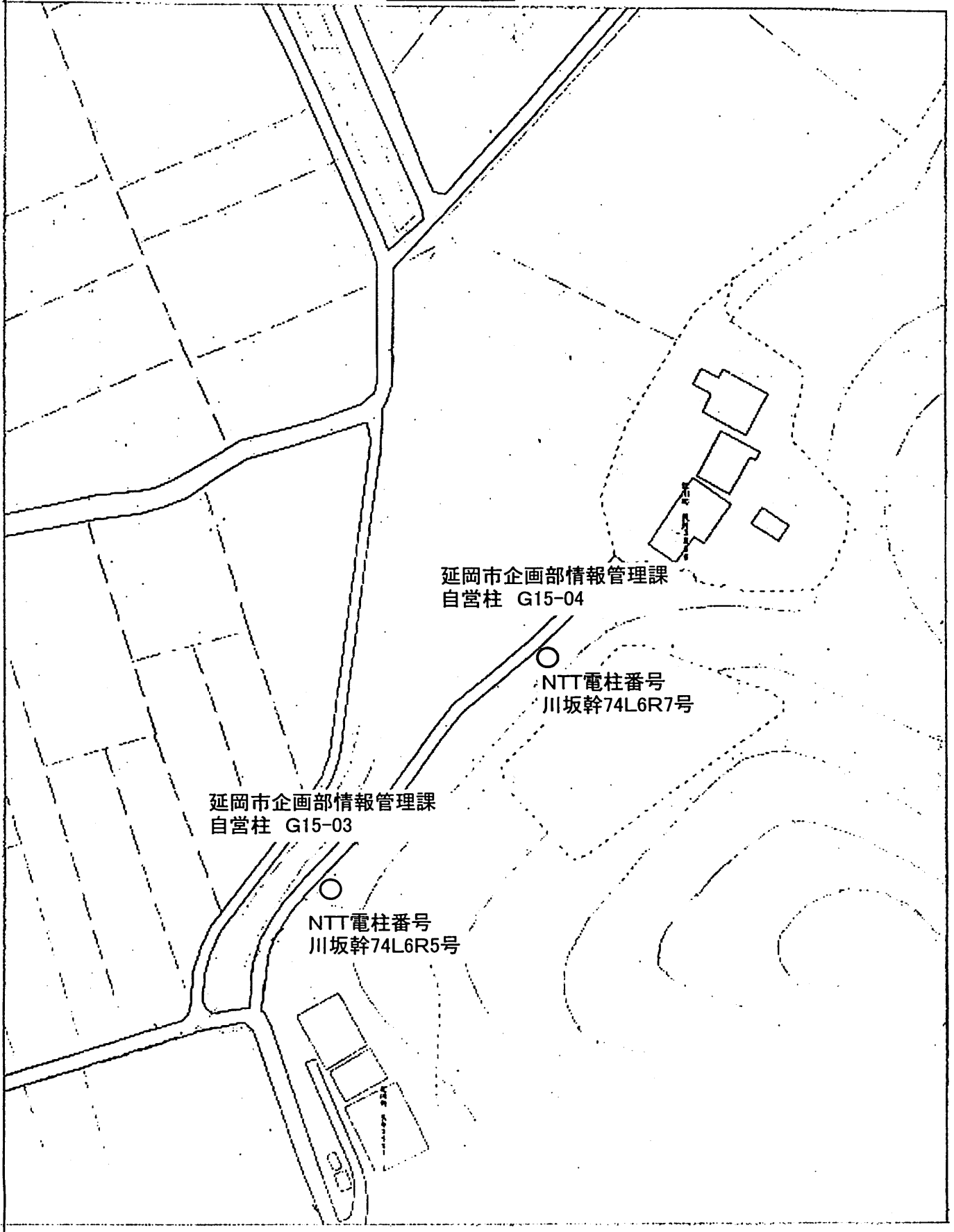
NTT西日本-九州 宮崎事業部

設備部 サービスマネジメント部門

所外設備管理担当

TEL ; 0985-54-3692

位置図



延岡市企画部情報管理課
自営柱 G15-04

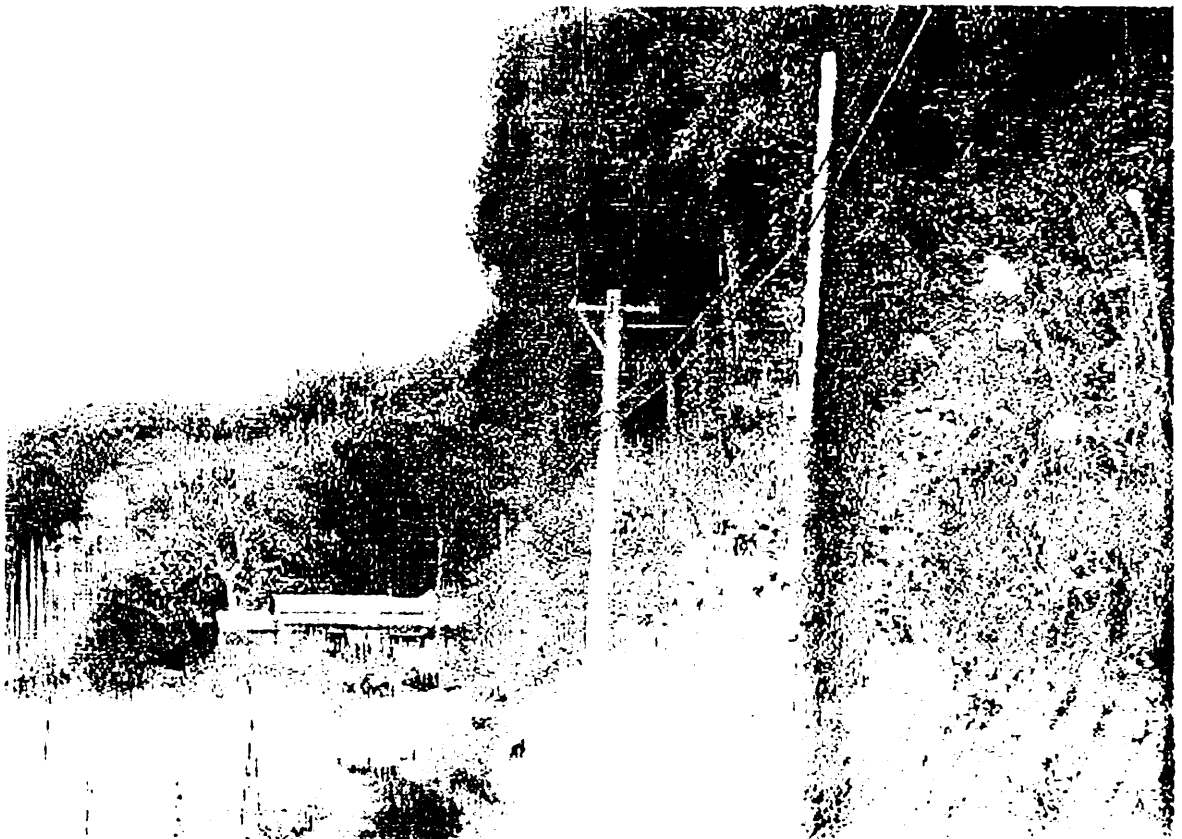
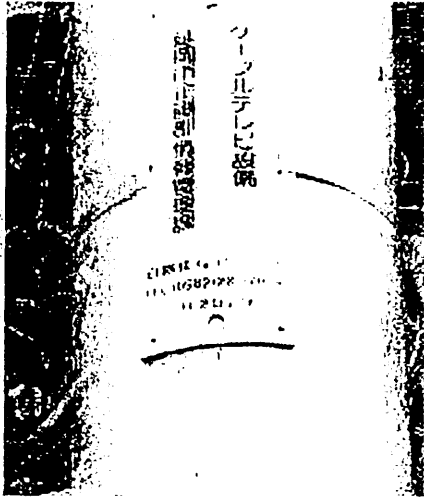
○
NTT電柱番号
川坂幹74L6R7号

延岡市企画部情報管理課
自営柱 G15-03

○
NTT電柱番号
川坂幹74L6R5号

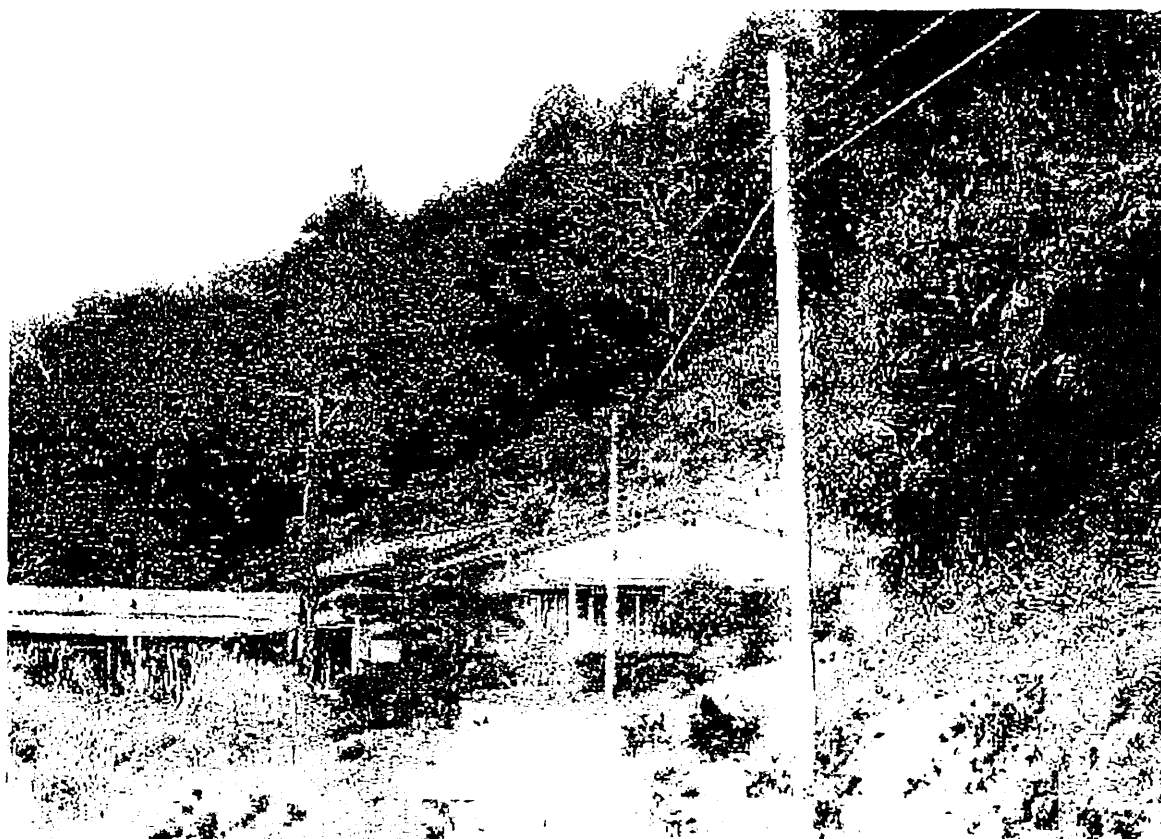
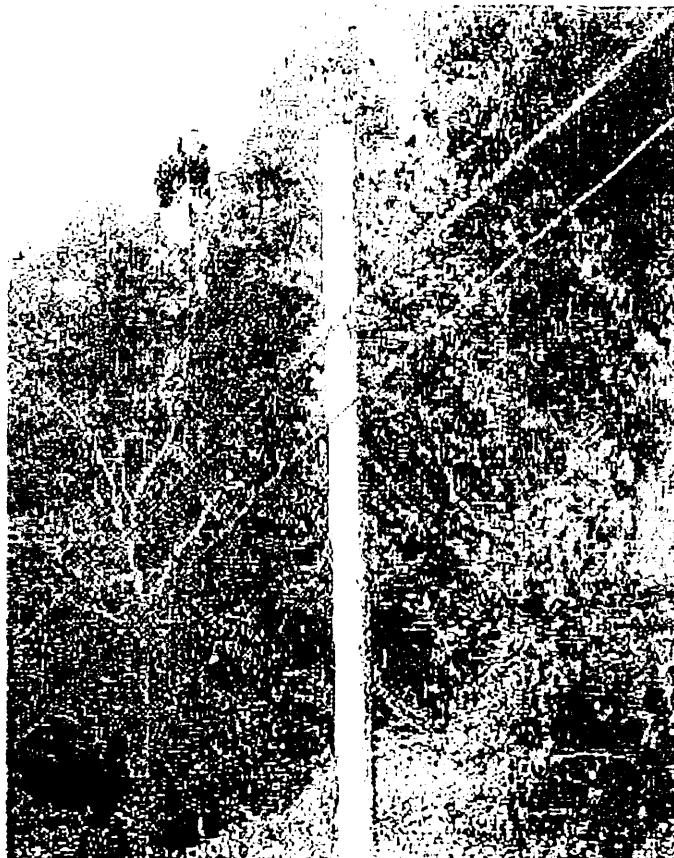
電 柱 番 号

北川：自営柱 G15-03









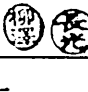



電柱番号

北川：自営柱 G15-04



25年度

		課室名		情報管理課			
起案日		25年4月1日		決裁日		25年4月1日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者 責任者				運用管理係長	主幹兼課長補佐 情報開発係長	情報管理課長
	 Tel 2136 庶務担当						
	 	意見					
		合議者					
							管財課長
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					  
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 財産（物品）貸付書の発行について(伺い)

NTT宮崎支店より申請のありました浦城町における市道浦城港湾線沿いの本市自営柱への共架につきまして、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1 貸付しようとする財産

自営柱（電柱番号：44-02、44-03、44-04、44-05） 計 4 本

2 申請者の住所及び氏名

宮崎市広島1丁目5番3号

西日本電信電話株式会社 宮崎支店長 池尻 親

3 貸付の目的

認定電気通信事業の用に供するため

4 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日 /

(2) 条件 貸付書（案）に記載

5 貸付料（年額）及びその算定根拠

○電柱共架料

→ 算定にあたっては、NTT電柱添架料を基準とする。

※ 自営柱：4本×1,260円（年） = 5,040円 /

6 「財産（物品）貸付書」（案）

別紙のとおり

財 産 (物 品) 貸 付 書

延情管第 2 号

平成25年 4月 1日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店

支店長 池尻 親 様

延岡市長 首藤 正 治



平成25年 2月25日付、文書番号 N西九宮設第371号 で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	自営柱 (電柱番号: 44-02、44-03、44-04、44-05)	
2 所在地	延岡市浦城町 (市道: 浦城港湾線沿い)	
3 貸付数量	自営柱 (4本)	
4 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため	
5 貸付期間	平成25年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日	
6 貸付料	5,040 円	納付期限 平成25年 5月31日
7 その他		

《許 可 条 件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合
(2) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

財産(物品)貸付申請書

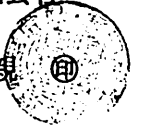
N西九宮設第 271 号

平成 25 年 2 月 25 日

延岡市長 首藤正治 様

[申請者]

住所 〒880-8539
宮崎市広島1丁目5番3号
氏名 西日本電信電話株式会社
宮崎支店
支店長 池尻 親



下記のとおり財産(物品)を使用したいので、許可くださるよう申請します。

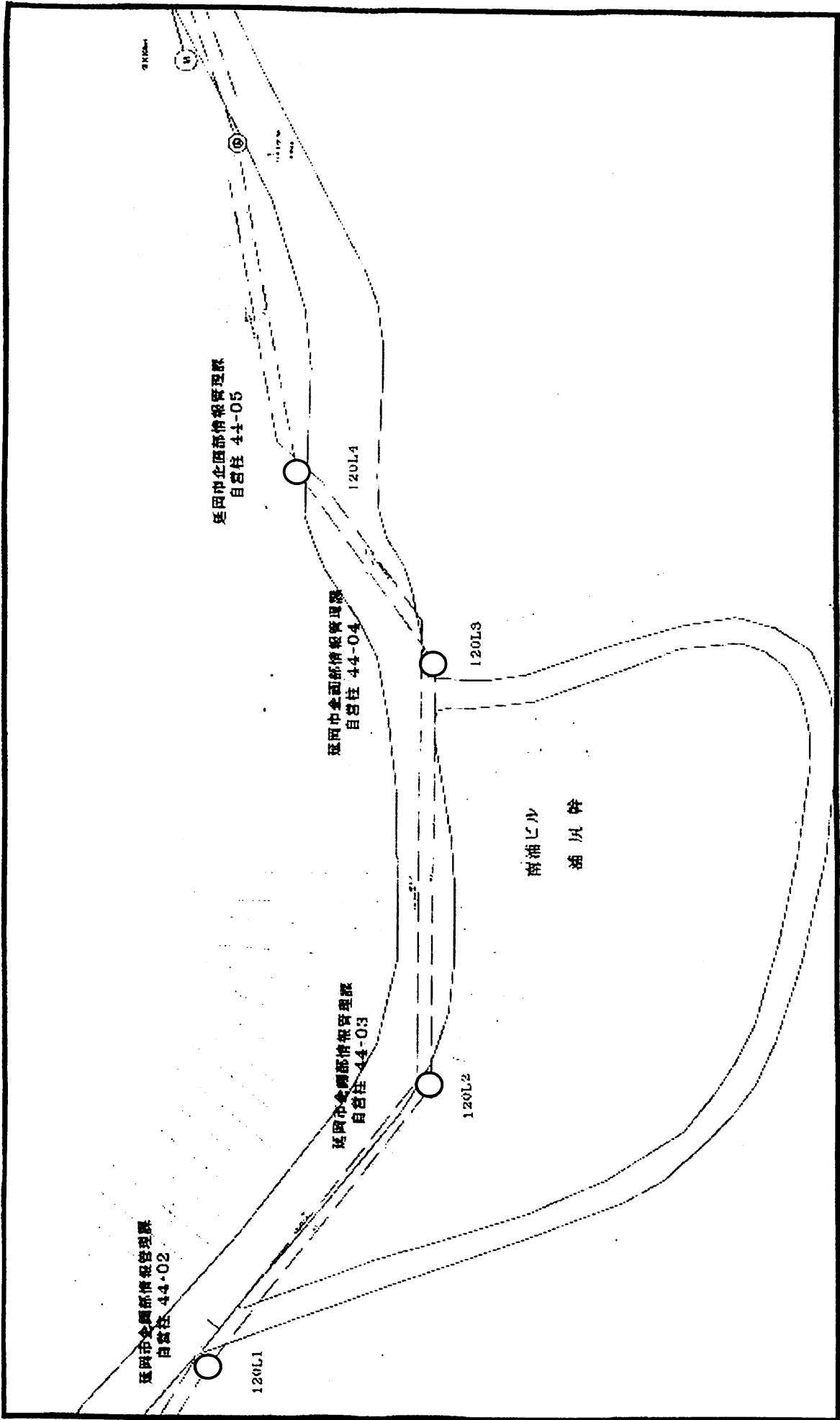
1 貸付施設	自営柱 (電柱番号; 44-02、44-03、44-04、44-05)
2 所在地	延岡市浦城町 (市道; 浦城港湾線沿い)
3 貸付数量	自営柱 (4本)
4 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5 貸付期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日
6 貸付料	有償・無償 減免を希望する場合はその理由
7 その他	

(担当者)

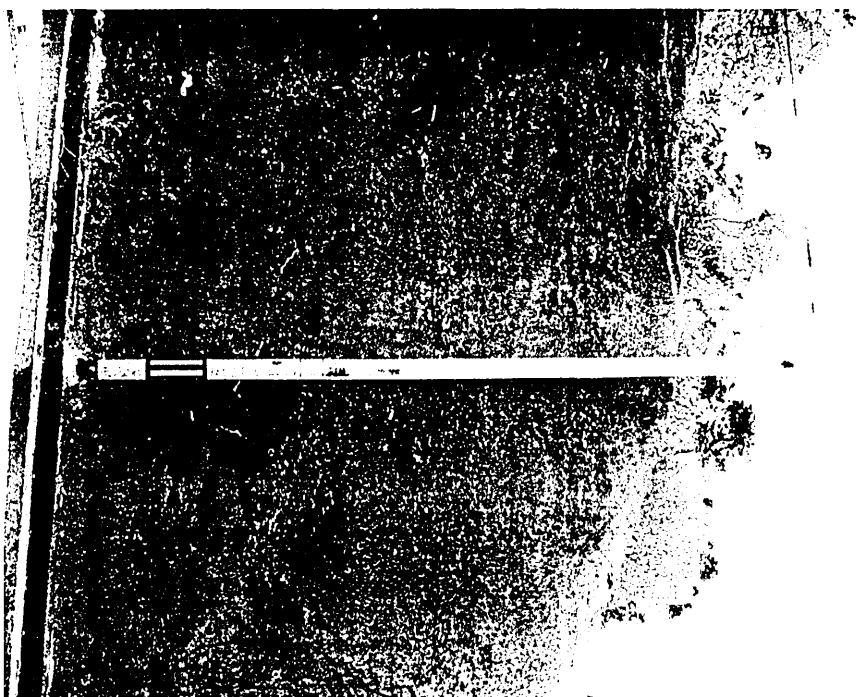
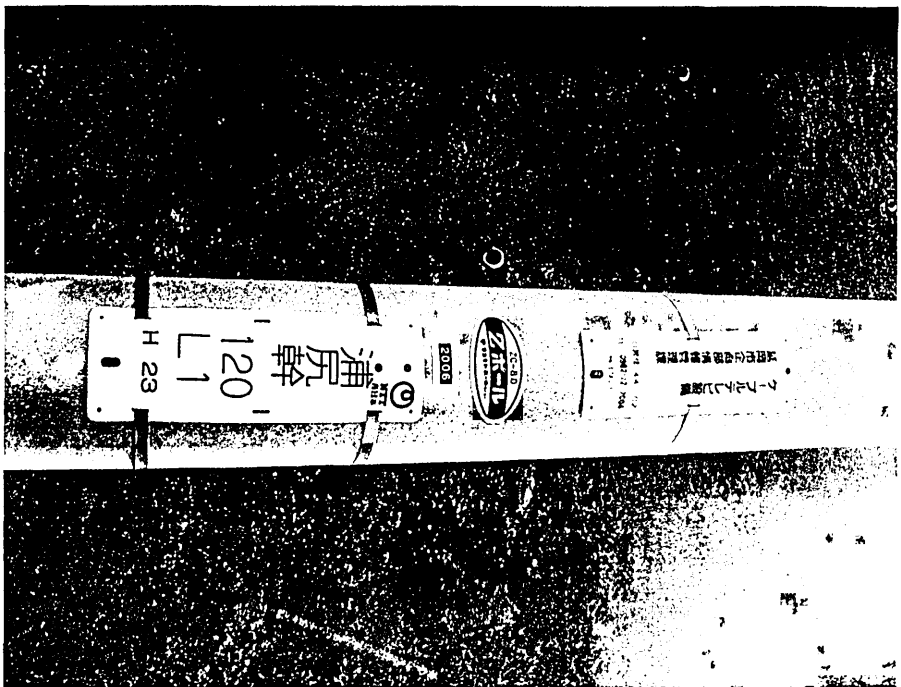
〒880-0904 宮崎市中村東3-4-30
NTT西日本-九州 宮崎事業部
設備部 サービスマネジメント部門
所外設備管理担当

TEL ; 0985-54-3692

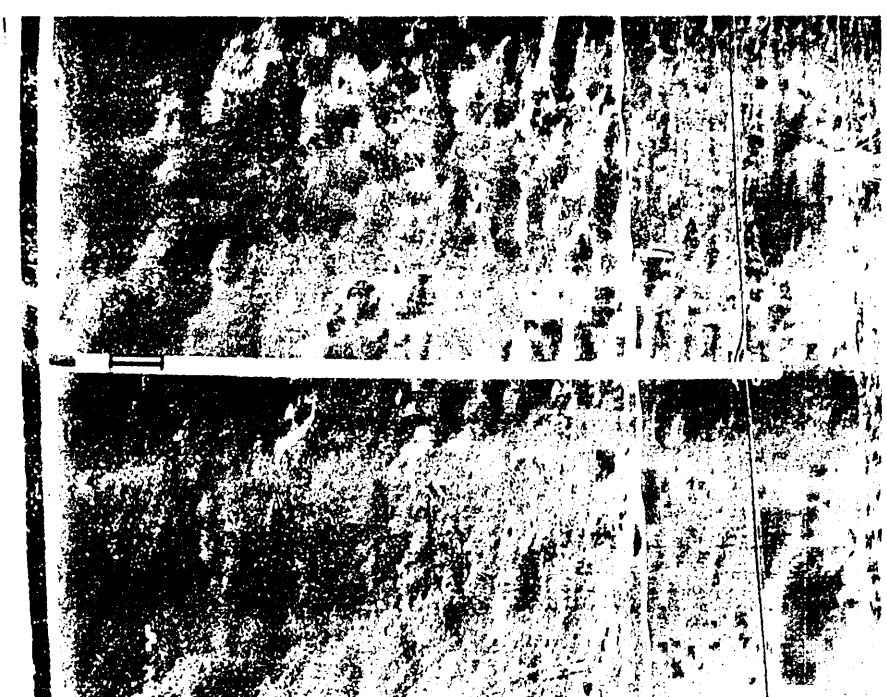
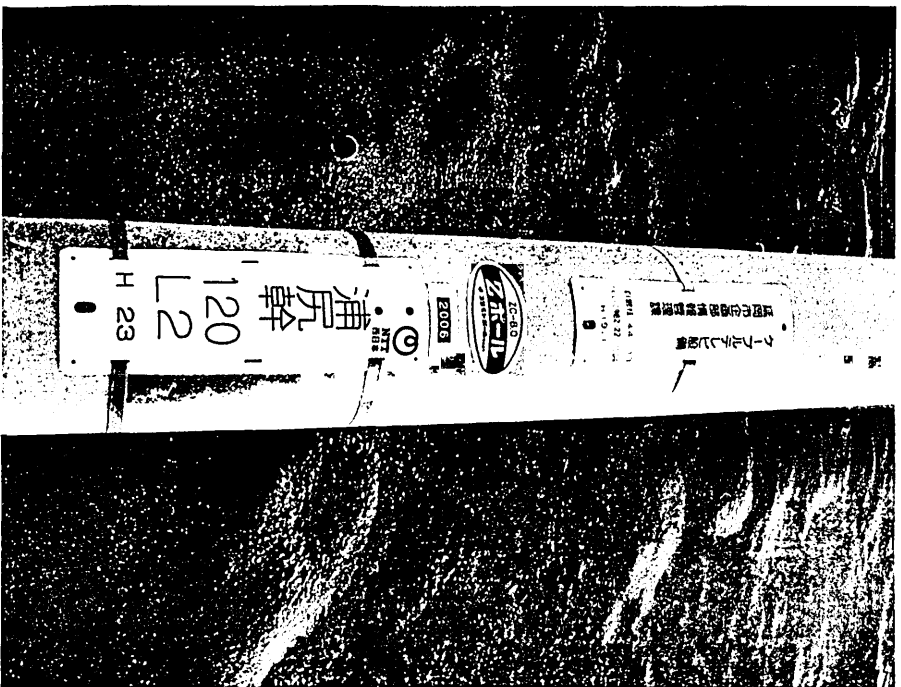
位置図 基設備概要図



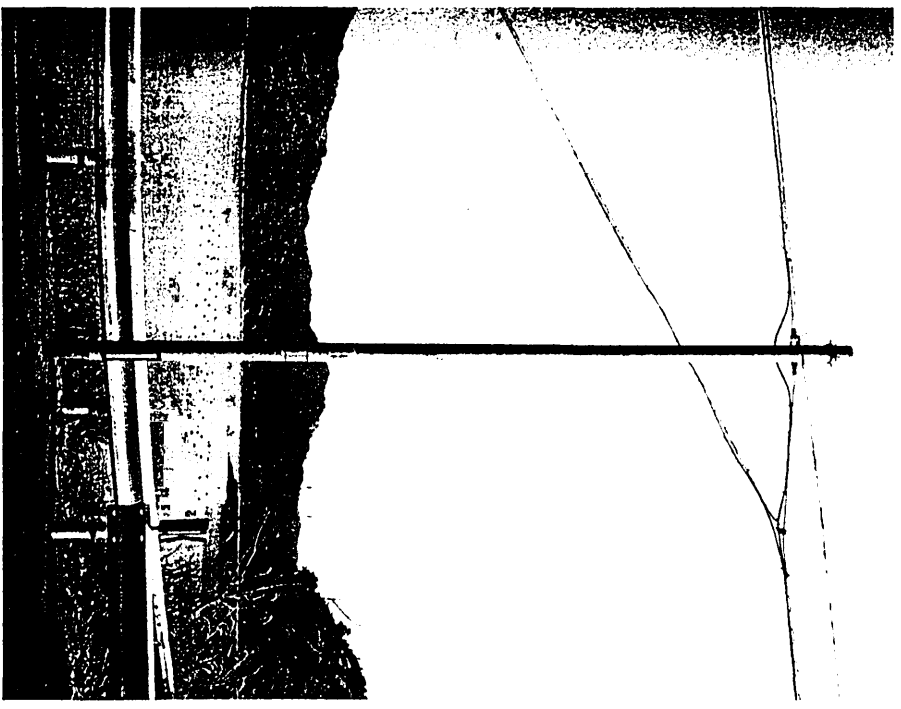
電柱番号: 44-02



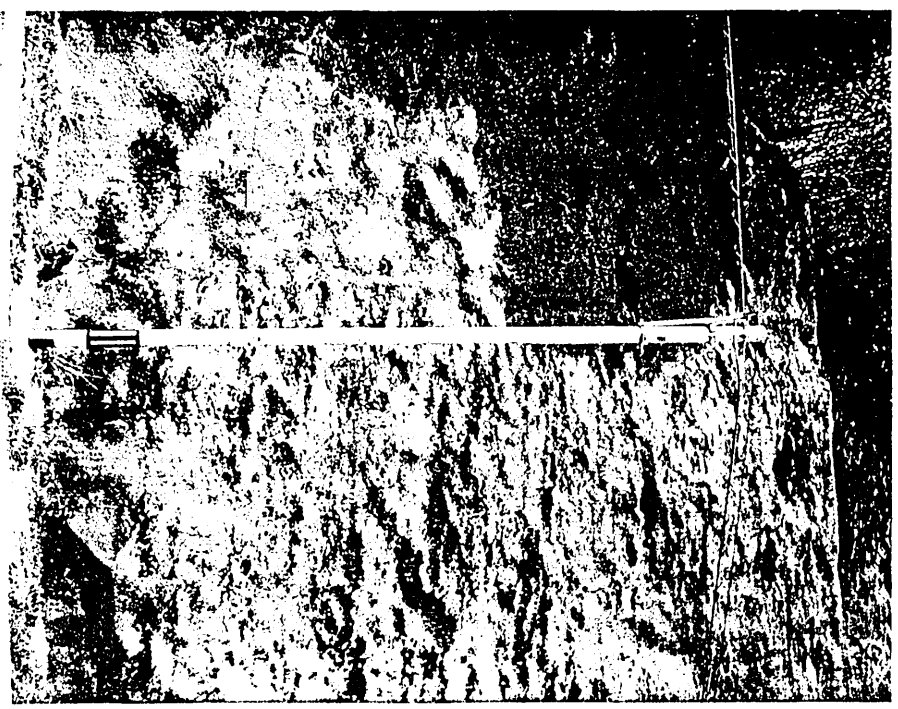
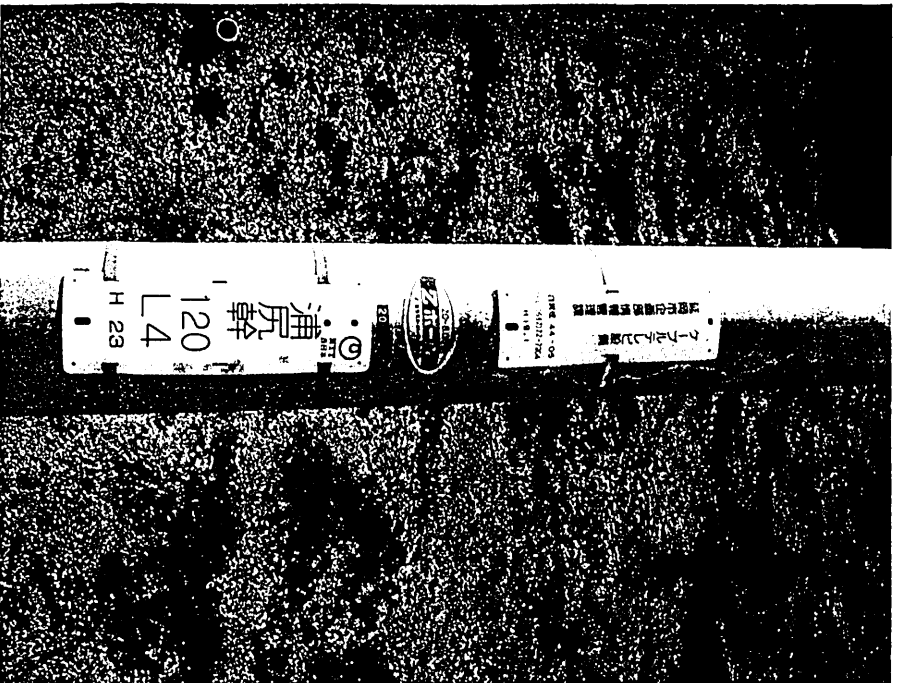
電柱番号: 44-03










電柱番号: 44-04



電柱番号: 44-05



様式 13 号

				課 所 名		情 報 管 理 課		
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成19年 7月26日	平成19年 7月31日	平成 年 月 日	款	項	目	節	第 種	平成 年 月 日
担 当 者	起 案 者 責 任 者	検 討 者						決 裁 者
								情 報 管 理 課 長
	情報開発係長  TEL 2131							
発信番号 (第 号)		意見						
施 行 平成 年 月 日		合 議 者						
あて先			課長補佐兼 運用管理係長					
発信者名								
文 書 取扱主任	公 印							
			 					

件名 行政財産使用許可書の発行について(伺い)

エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州より申請のあった熊野江トンネル及び東谷トンネルの地下管路と引き上げ柱の目的外使用許可について、下記のとおり許可したいがよろしいか。

記

1 使用を許可しようとする財産

①東谷トンネル引き上げ管路 12.7m

②熊野江トンネル引き上げ管路 7.5m

計 20.2m

③自営柱 延情東谷 延情熊野江1 延情熊野江2

計 3本

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区渡辺通2-6-1西鉄薬院駅ビル

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

3 使用の目的

大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として

4 使用期間及び許可条件

使用許可期間 許可日(平成19年8月1日を予定)～平成20年3月31日

許可条件 許可書(案)に記載

5 使用料(年額)

①引上げ管路 100円

②電柱添架 2,520円

計 2,620円

使用料算出根拠

① → 延岡市財産条例第9条により、延岡市道路占用料徴収条例を準用。

地下電線その他地下に設ける線類を適用

$20.2\text{m} \times 5\text{円/年} \times 8/12 \approx 67\text{円} \rightarrow 100\text{円}$ (同条例により100円未満は100円とする)

② → NTT電柱添架料と同額とした。

$3 \times 1,260\text{円/年} \times 8/12 = 2,520\text{円}$

6 使用許可書案

別紙のとおり

行政財産使用許可書 (案)

延情第 14 号

平成19年8月31日

7/31

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 様

延岡市長 首藤正治

平成19年6月27日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	東谷トンネル引き上げ管路 熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱:延情東谷 延情熊野江1 延情熊野江2	
2 所在地	延岡市熊野江、北浦町大字古江	
3 使用数量	管路20.2m 自営柱 3本	
4 使用目的	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
5 使用期間	平成19年8月 31 ²⁶ 日 ~ 平成20年3月31日	
6 使用料	¥ 2,620 円	納付期限 19年 8月 24日
7 その他		

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
 - (1) 公序良俗に反する場合
 - (2) 許可条件に違反する場合
 - (3) 係員の指示に従わない場合
 - (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

行政財産使用許可申請書

延岡市長 様

ネ 42-01366 号
平成 19年 6月 27日

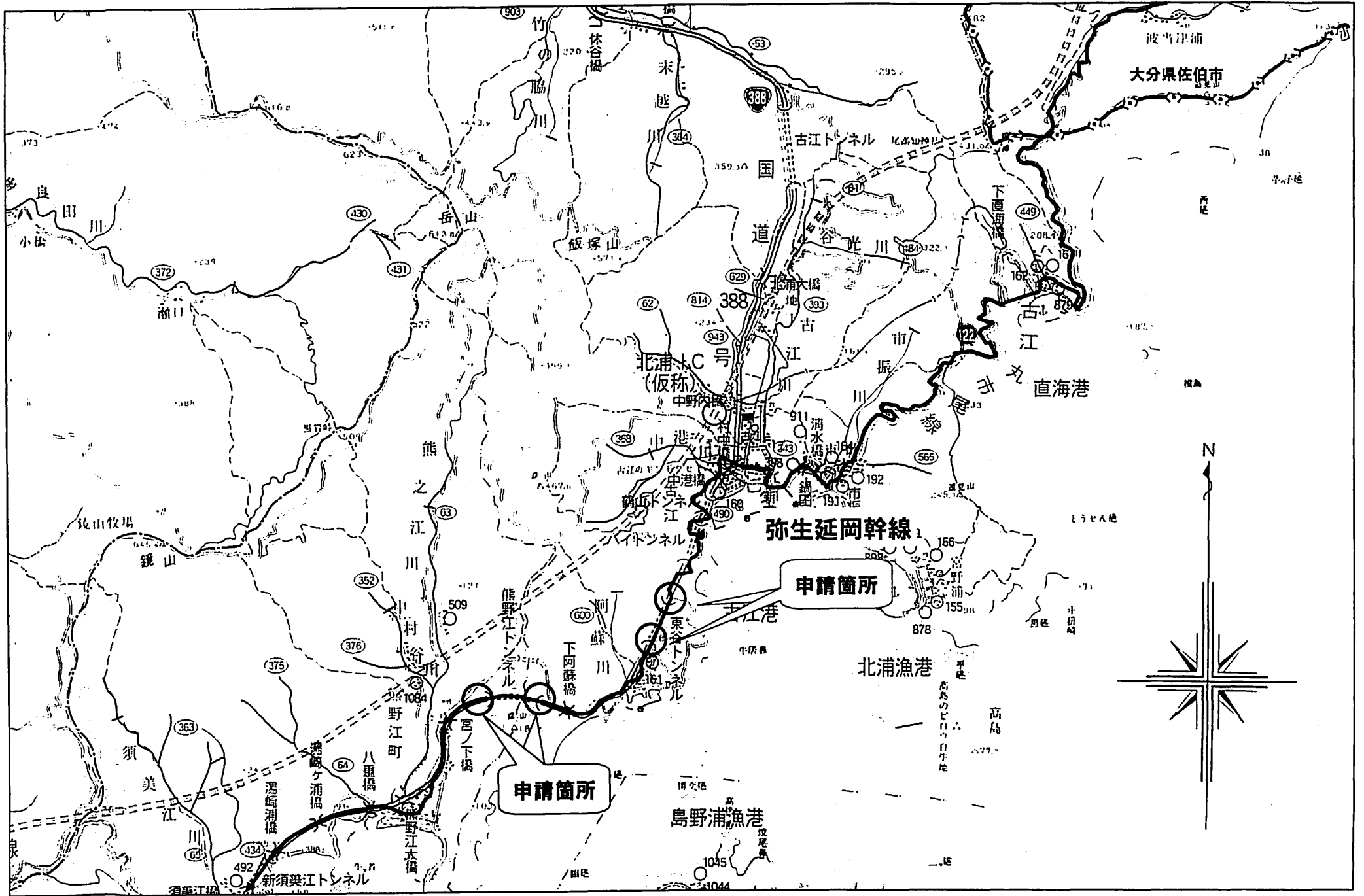
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通2-6-1西鉄薬院駅ビル
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
代表取締役社長 井上 登

ネットワーク部リンク建設担当 [Redacted]
092-735-8769

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1. 行政財産の名称 及び所在地	名 称	熊野江トンネル・東谷トンネル	
	所在地	宮崎県延岡市熊野江 宮崎県延岡市北浦町大字古江	
2. 財産の種類	1 土地	2 建物	3 <u>その他 (工作物)</u>
3. 使用目的	用 途	認定電気通信事業の用に供するため	
	数 量	別紙のとおり	※埋設管敷設の場合 には口径も記入のこと
	理由 (詳細に)	近年の移動通信網需要増大に対応するため、株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ九州における大分～宮崎間の伝送路を構築する工事であります。 工期 : 平成19年 8月 6日～平成20年 3月 10日 (予定) 使用期間 : 平成19年 月 日～平成20年 3月 31日	
4. 使用料	条例のとおり		
5. 添付書類	位置図・物件調書・現地写真・ケーブル構造図・NTT添架申請書 (写)		
備考			
工事名 : 大分地区 (弥生延岡) 光ケーブル方式工事 (線路) 連絡先 : 〒870-0021 大分県大分市府内町3-4-34 NTT府内ビル別館1F NTTインフラネット (株) 大分支店 [Redacted] (097-523-6229) [Redacted] 537			

位置図



占用物件集計表

(延岡市引上分線管使用)

占用物件		内 訳			数 量	備 考
通信用ケーブル	地 下	管路外径	ケーブル外径	条数		
				φ 50mm	Φ 19.4mm	1条
	架 空	電柱添架(共架電柱)			3本 [0本]	
		内 訳	自治体柱(延岡市)		3本 [0本]	
		道 路 横 断			[]はつり線のみ	

占 用 物 件 書

管路（既設）明細書

区 間	区間長 (m)	占用市町村名：延岡市						計
		条数	φ 50mm硬質 ビニール管					
①～②	3.5	1	7.5					7.5
③～④	4.0	1	5.2					5.2
⑤～⑥	5.2	1	4.0					4.0
⑦～⑧	7.5	1	3.5					3.5
合 計	20.2		20.2					20.2

使用物件数量明細書

熊野江トンネル・東谷トンネル

(線路図赤色表示)	電柱共架			エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州の共架設備				
	所在地	電柱所有者	電柱番号	通信ケーブル			-	
				線種	外径	条数	電柱数量	記事
1	宮崎県延岡市古江	延岡市	延情東谷	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	東谷トンネル
2	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江2	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	熊野江トンネル
3	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江1	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	
	合 計					3条	3本	

工事名 大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)

図名 架空線路図

区間名 D弥生中継所～N延岡T丸

施工者 株式会社エヌ・ライ・コム九州

縮尺 1/2,500

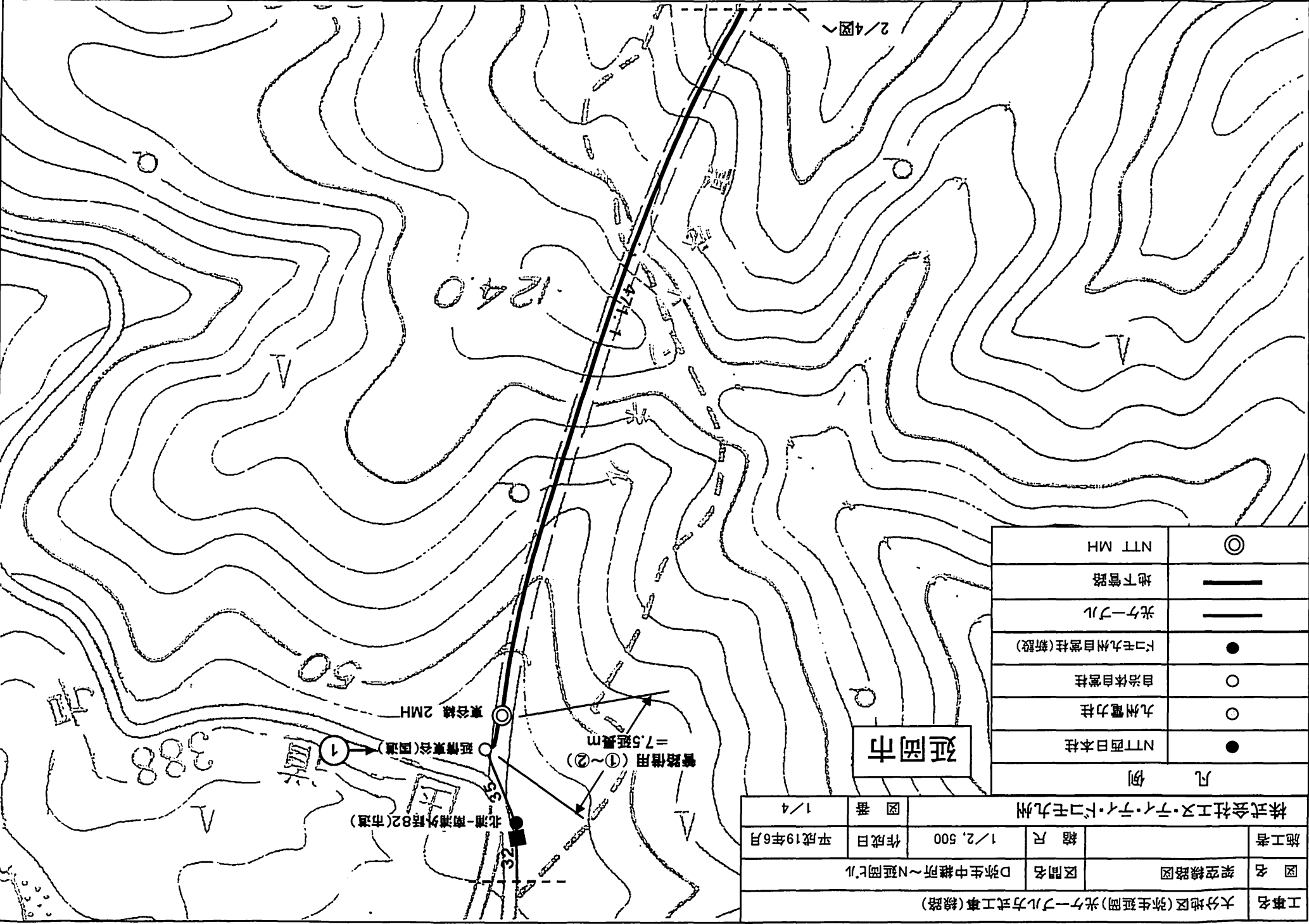
作成日 平成19年6月

図番 1/4

凡例

●	NT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自置柱
●	Tコモ九州自置柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

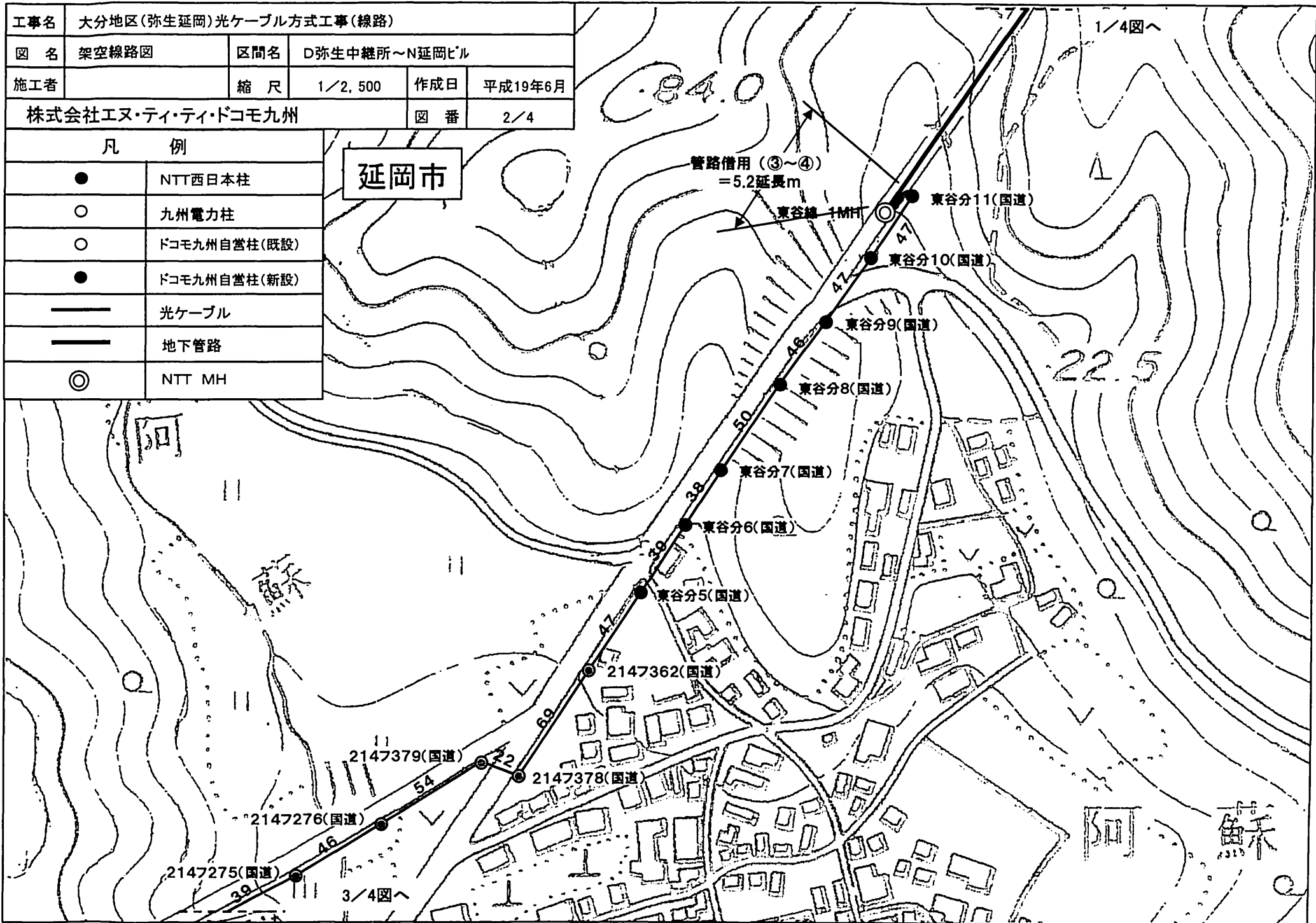
延岡市



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)			
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル	
施工者		縮尺	1/2,500	作成日 平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	2/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	ドコモ九州自営柱(既設)
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

延岡市

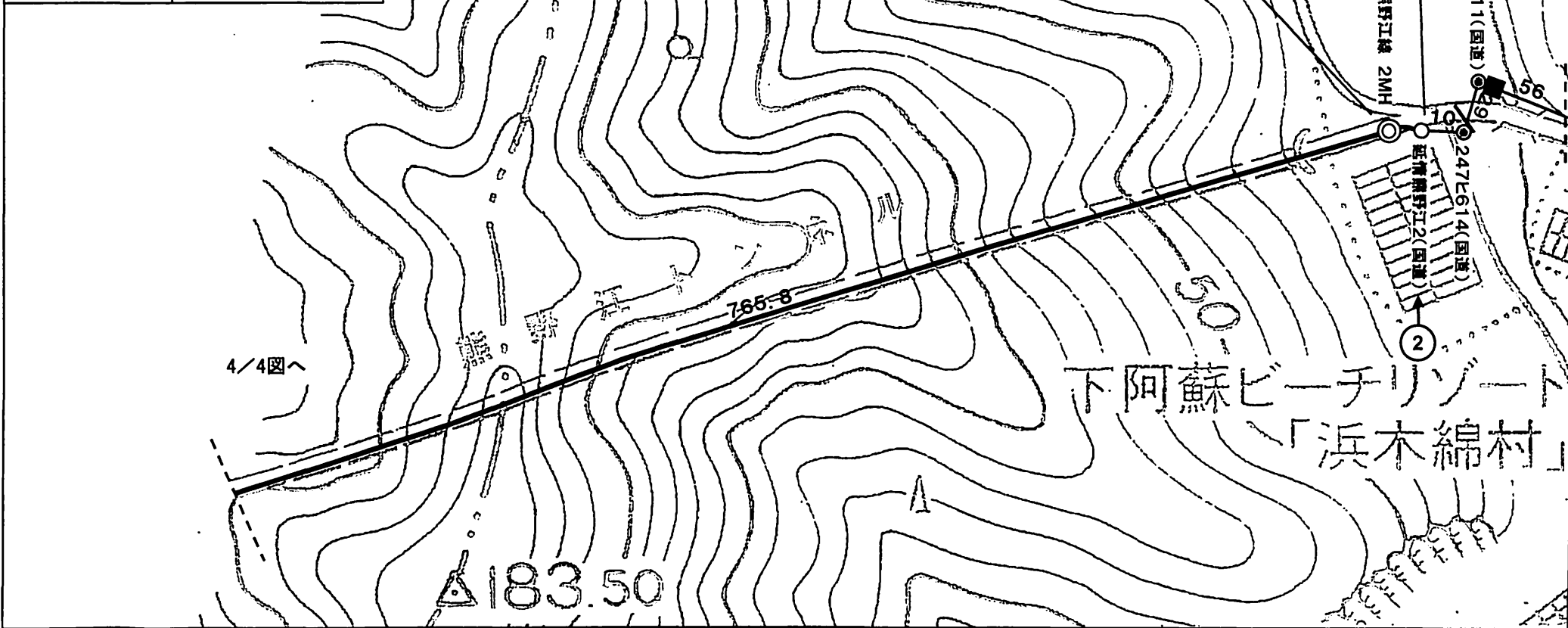


1/4図へ

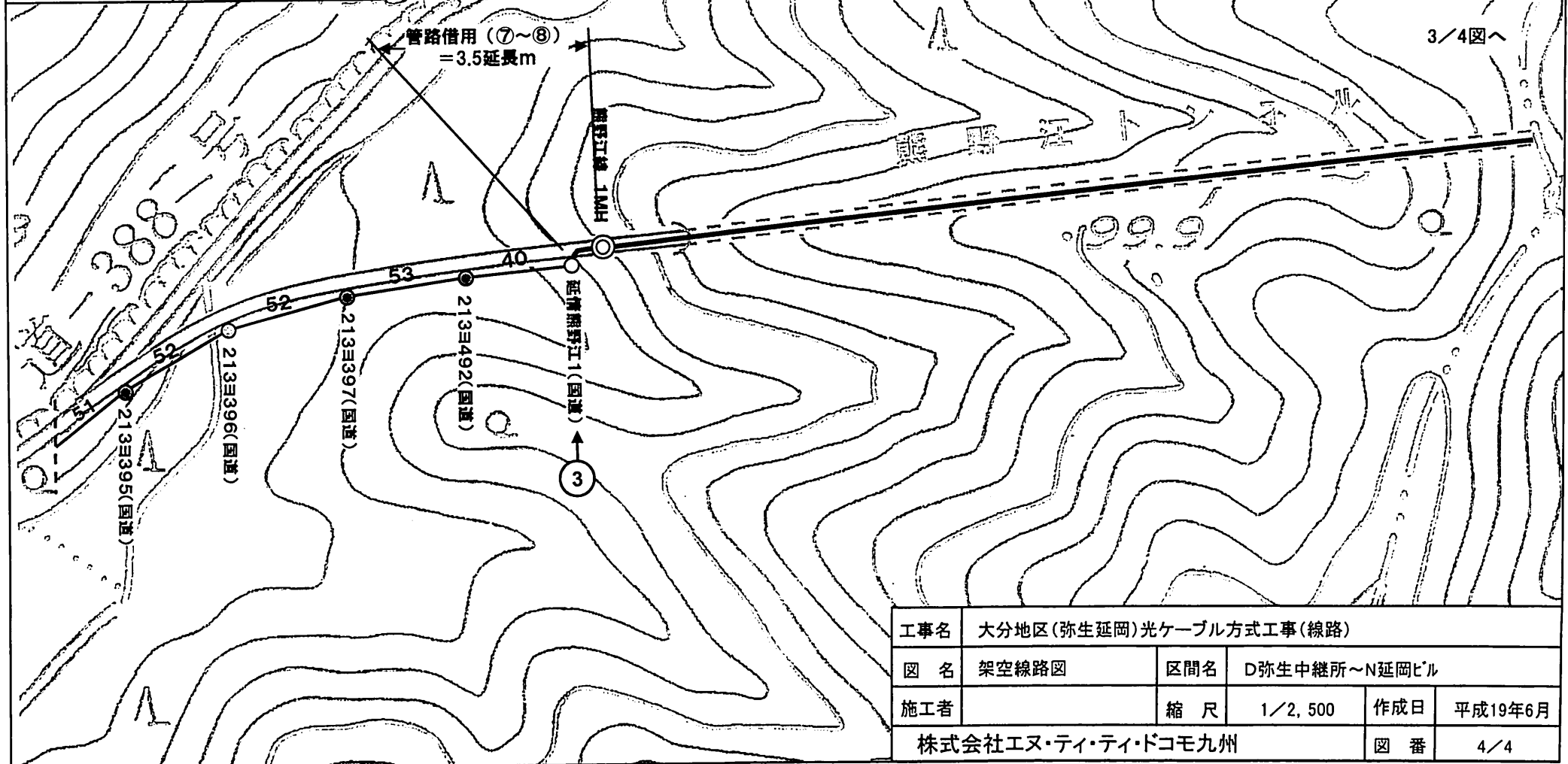
3/4図へ

工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	3/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



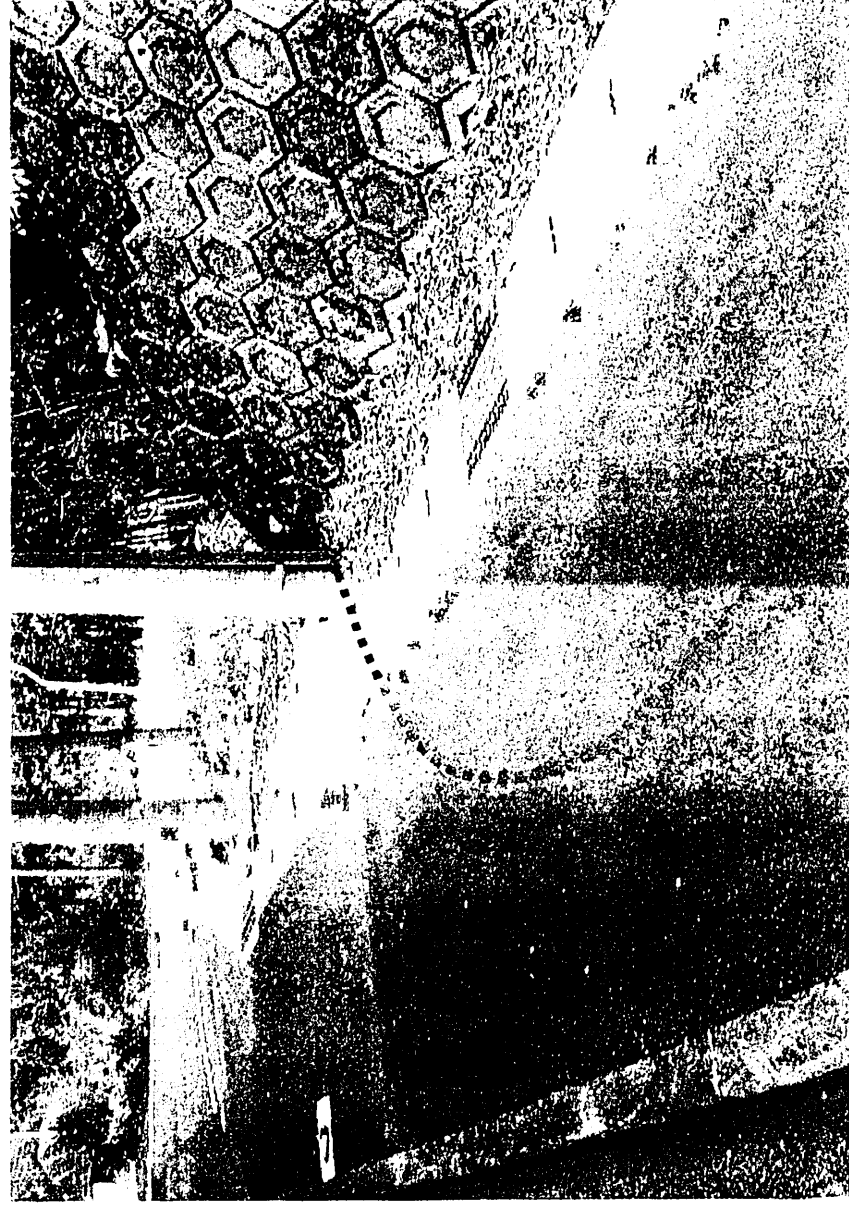
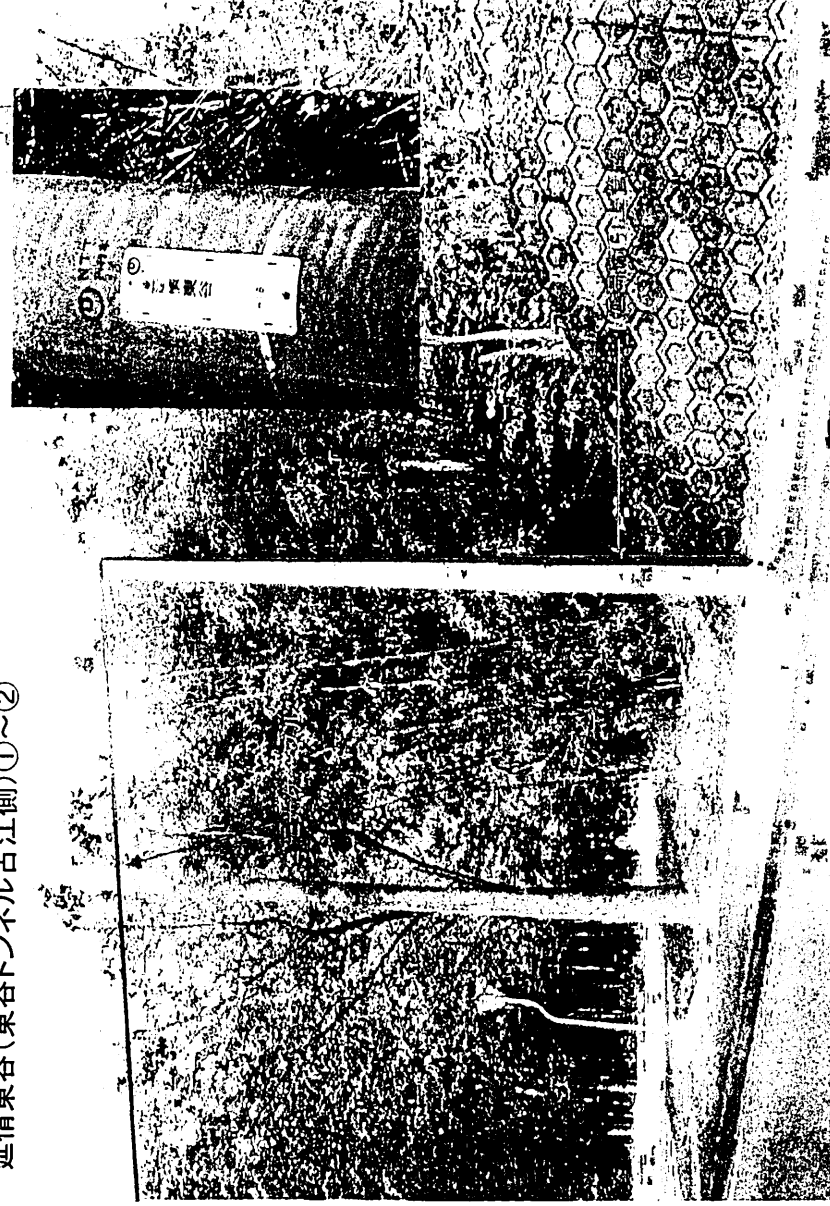
凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)			
図 名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル	
施工者		縮 尺	1/2,500	作成日 平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図 番	4/4

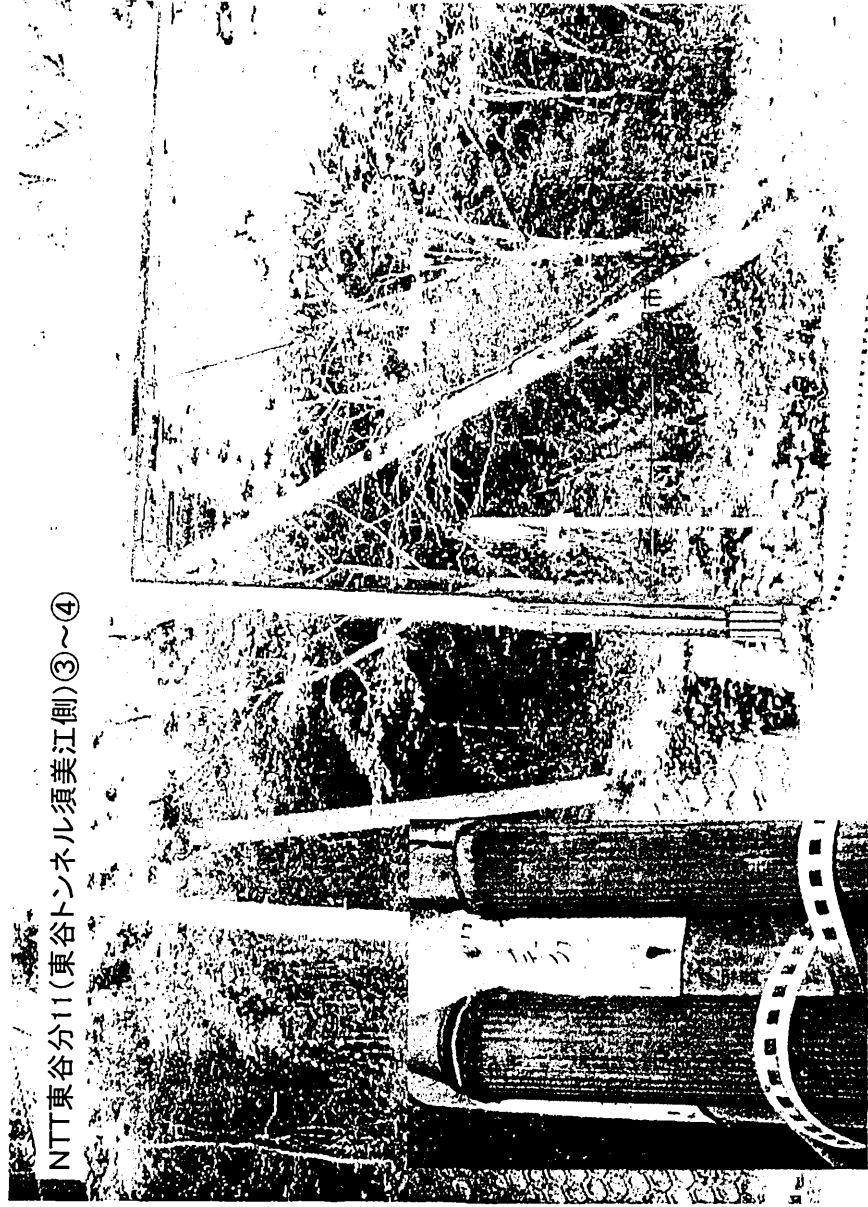
現地状況写真

延情東谷(東谷トンネル古江側)①～②



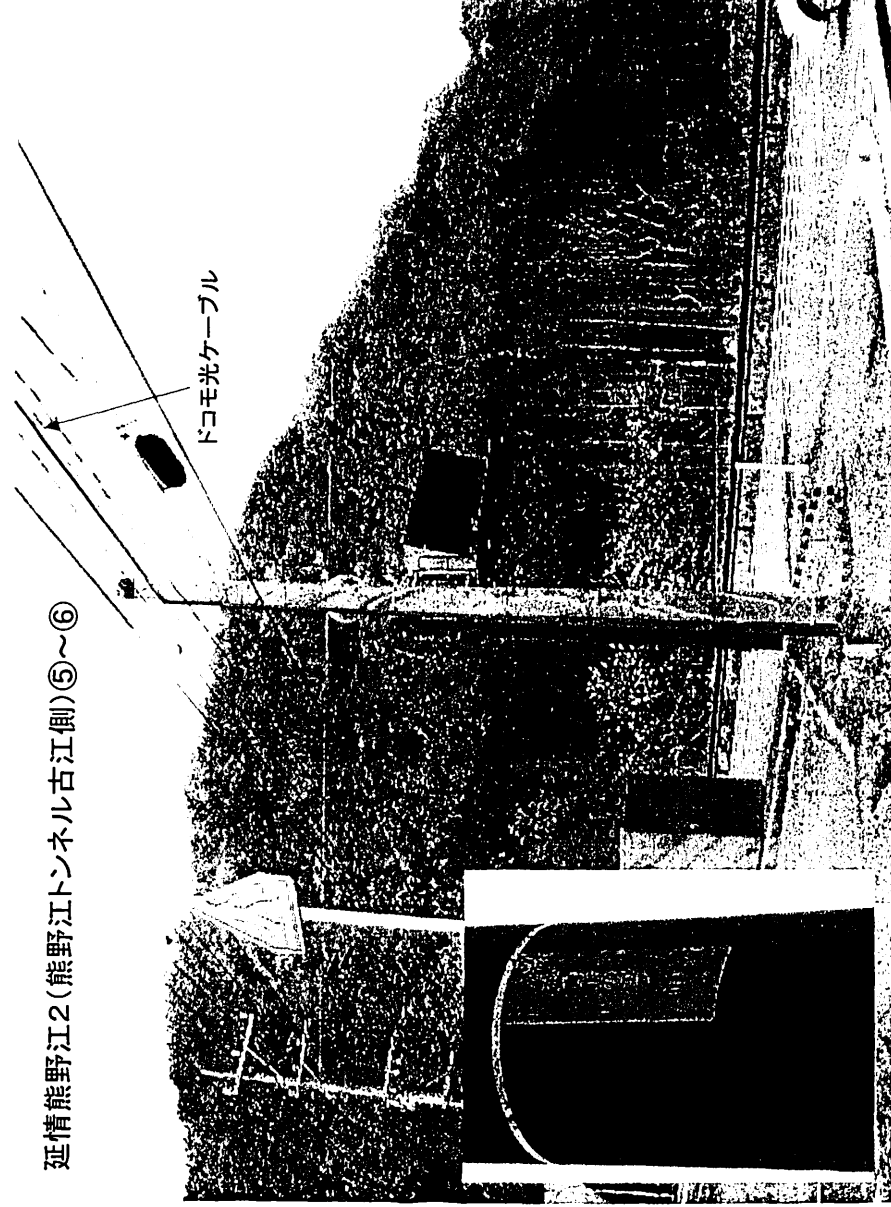
現地状況写真

NTT東谷分11(東谷トンネル須美江側)③~④



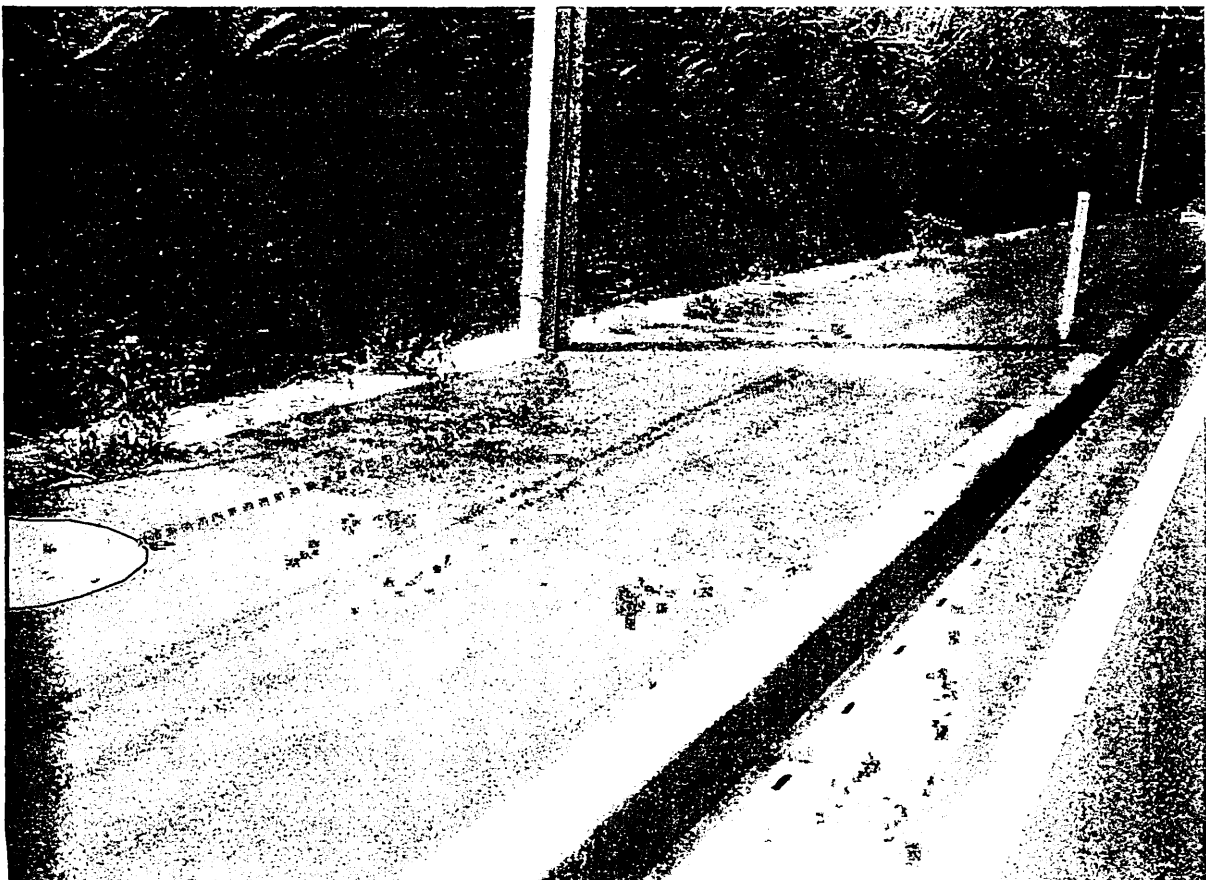
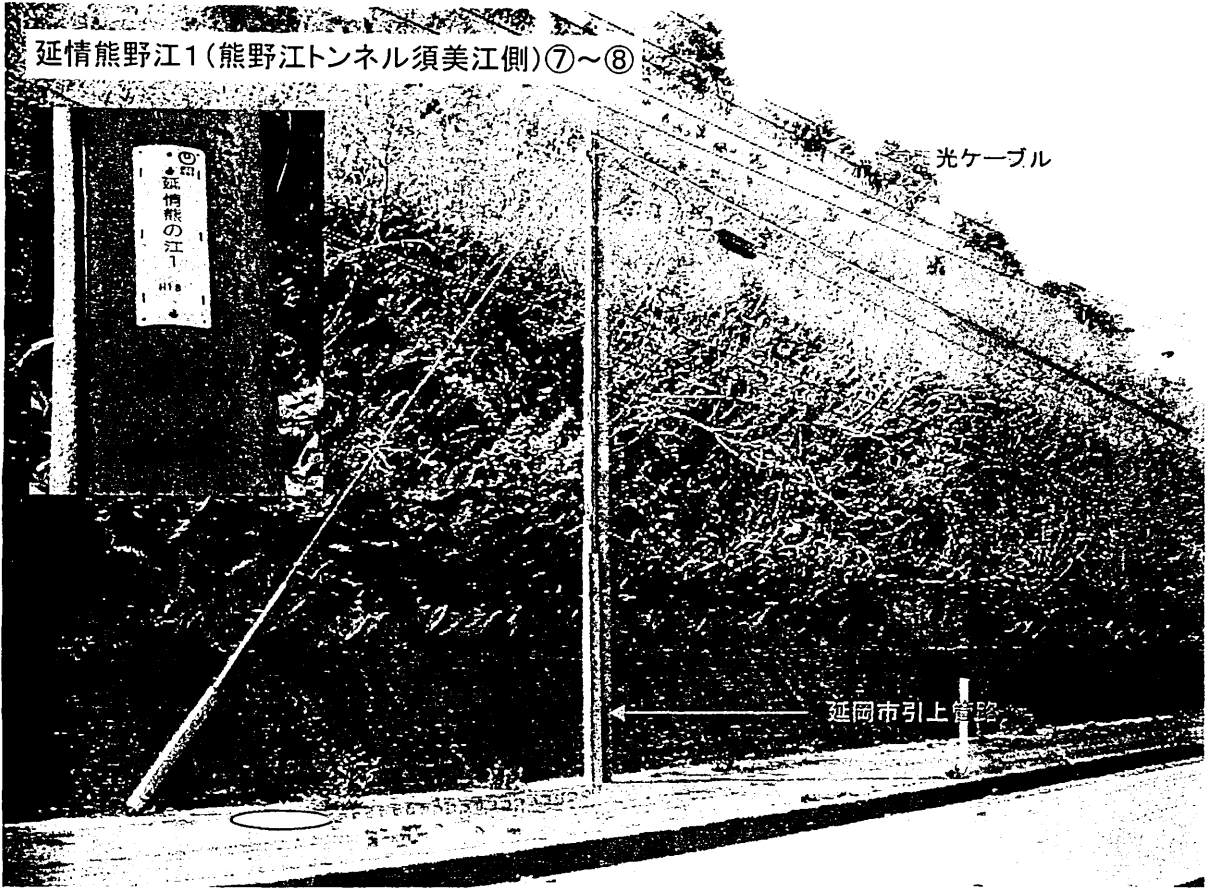
現地状況写真

延情熊野江2(熊野江トンネル古江側)⑤～⑥



現地状況写真

延情熊野江1(熊野江トンネル須美江側)⑦~⑧



添架（変更）申請書 兼 添架内諾承認願

ネ 号
平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店長 古閑 謙二 殿






(住所) 福岡市中央区渡辺通2-6-1
西鉄薬院駅ビル

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
(氏名) 代表取締役社長 井上 登 ㊟

貴社所有の電柱に当社の(通信)線を添架(変更)させていただきたく、関係書類を添えて下記のとおり申請いたしますので契約(変更)・内諾方取り計らい願います。
なお、添架工事の実施方法その他添架に関する諸条件については、全て貴社の指示される場所に従い、異議を申し述べないことを誓約いたします。

記

1. 添架施設の位置 宮崎県延岡市北浦町大字直海～宮崎県延岡市無鹿町
2. 添架電柱本数、条数 232 本 232 条
3. 添架(2者一束化)電柱本数、条数 本 条
4. 添架(3者一束化)電柱本数、条数 本 条
5. 添架設備及び電柱番号 別紙「添架施設明細書」のとおり
6. 添架工事予定期間 自 平成 19年 8月 上旬
至 平成 20年 3月 上旬
7. 発注元責任者及び連絡先 住 所 福岡市中央区渡辺通2-6-1西鉄薬院駅ビル
氏 名 リンク建設担当課長 [REDACTED] (Tel 092-735-8769)
連 絡 先 NTTインフラネット(株)大分支店 [REDACTED] (Tel097-537-6229)
工事名 : 大分地区(弥生～延岡)
光ケーブル方式工事(線路)
8. 工事施工業者 会社名 別途連絡
住 所
責任者名
電話番号
9. 添付書類
(1)添架工法図(標準装柱図)
(2)添架経路図(平面図 縮尺500分の1程度)
(3)私有地等線条添架使用に関する調整完了報告書
(4)一束化同意書(一束化による申請の場合)
10. 添架に伴う費用
添架により発生する現場調査、添架工事中又は実施後の立会い、検査に要する費用及び貴社補強
工事等に伴う土地使用料、道路占用料は、当方において全額負担します。
11. その他(特記事項)
内諾の(要・否)・道路管理者からの要請により内諾が必要となった場合
・個人情報の取扱いについてNTT西日本からのお願い
本書記載の個人情報については、電柱添架の可否の検討、電柱添架施設の管理、電柱添架内諾通知などの電柱添架にかかる通知、電柱添架施設変更の(変更・撤去・解除)手続き、その他電柱添架に関する業務に必要な範囲内で利用します。
添架に関して第三者からの苦情が発生した場合には当該第三者に、NTT西日本が所有する電柱にNTT西日本及び貴方所有以外の線条が添架されている場合には、当該線条所有者に個人情報を提供する場合がございます。
また、事故、天災時及びその他事由により施設の変更又は撤去が必要な場合には、NTT西日本工事請負会社に個人情報を提供する場合がございます。

		課室名		情報管理課				
起案日		平成22年10月1日		決裁日		平成22年10月 / 日		
課内		検討者					決裁者	
担当者	起案責任者						企画部長	
	(情報管理課長) Tel 2138							
副主幹兼情報開発係長	主幹兼課長補佐 運用管理係長	意見						
		合議者						
						管財課長	企画課長	
ファイリング マネージャー	公印							
		意見						
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否		

件名： 延岡市所有のケーブルテレビ設備への接続許可について（伺い）

高千穂町、日之影町、美郷町がそれぞれ所有するケーブルテレビ設備を本市所有のケーブルテレビ設備へ接続することにつきまして、別添の通り接続申請書が提出されました。

本申請は、各町において、ケーブルテレビ事業等をはじめとする地域情報ネットワークの構築を目的としており、本市と各町が締結した定住自立圏形成協定書におけるICT基盤の整備活用としての本市の役割として、各設備との接続を許可いたします。

《裏面に続く》

記

《添付書類》

1. 「ケーブルテレビ設備接続申請書」(高千穂町、日之影町、美郷町から)
2. 「ケーブルテレビ設備接続許可書」

高企発第1201号

平成22年10月1日

ケーブルテレビ設備接続申請書

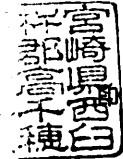
延岡市長
首藤正治様

申請者

住所 西臼杵郡高千穂町大字三田井13

高千穂町

氏名 高千穂町長 内倉 信吾



貴市所有のケーブルテレビ設備について、本町所有のケーブルテレビ設備を下記のとおり接続したく、申請いたします。

記

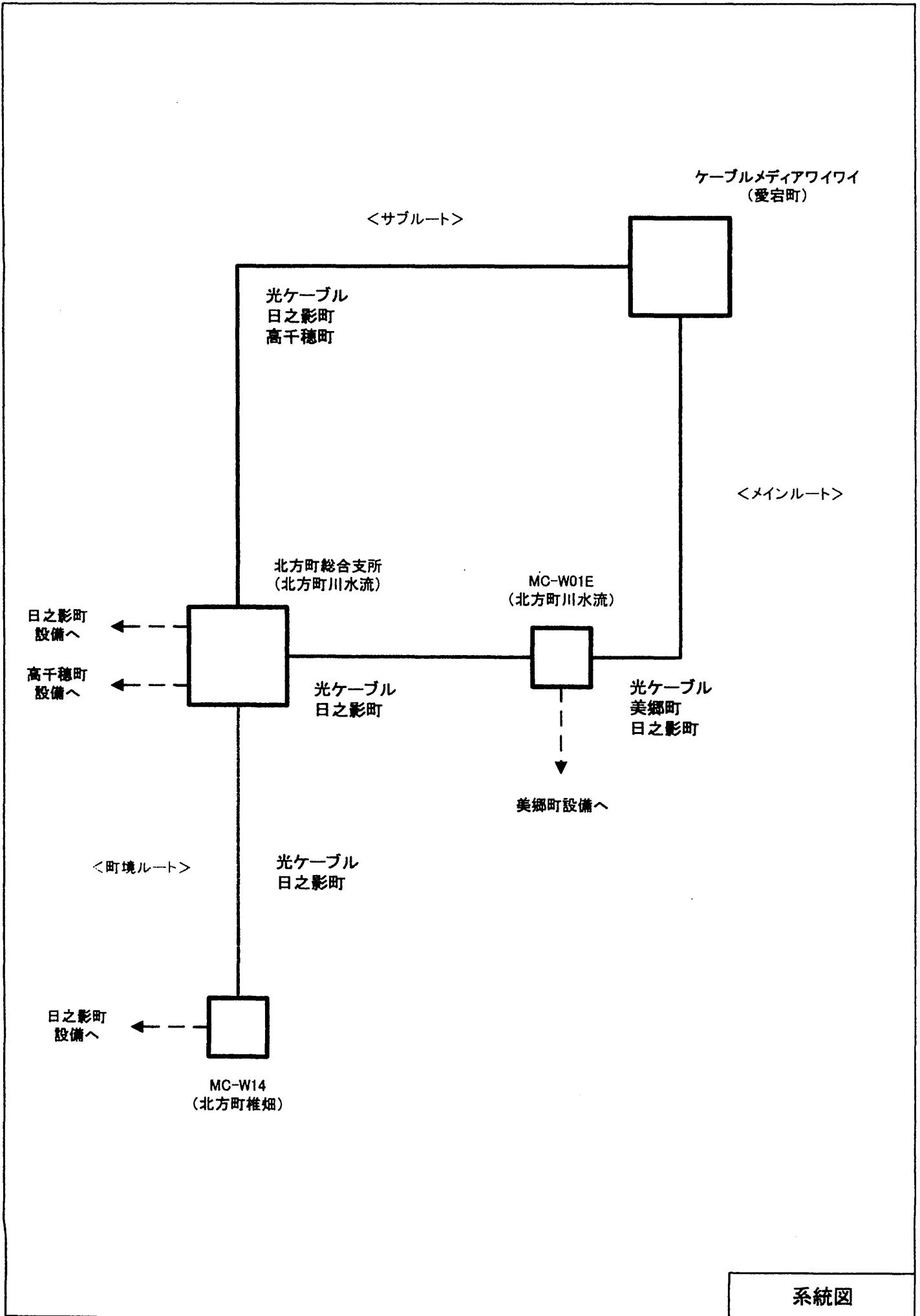
接続目的 本町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
(平成23年度サービス開始予定)

接続箇所 延岡市北方町総合支所サブセンター内

施工計画 延岡市北方町総合支所光成端箱内の芯線端子の一部と、本町所有の芯線端とを接続する。

接続期間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間

その他



系統図

日振発第 1306 号

平成 22 年 10 月 / 日

ケーブルテレビ設備接続申請書

延岡市長
首藤正治様

申請者

住所 西臼杵郡日之影町大字岩井川3398-1
日之影町

氏名 日之影町長 津隈一成

貴市所有のケーブルテレビ設備について、本町所有のケーブルテレビ設備を下記のとおり接続したく、申請いたします。

記

接続目的 本町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
(平成23年度サービス開始予定)

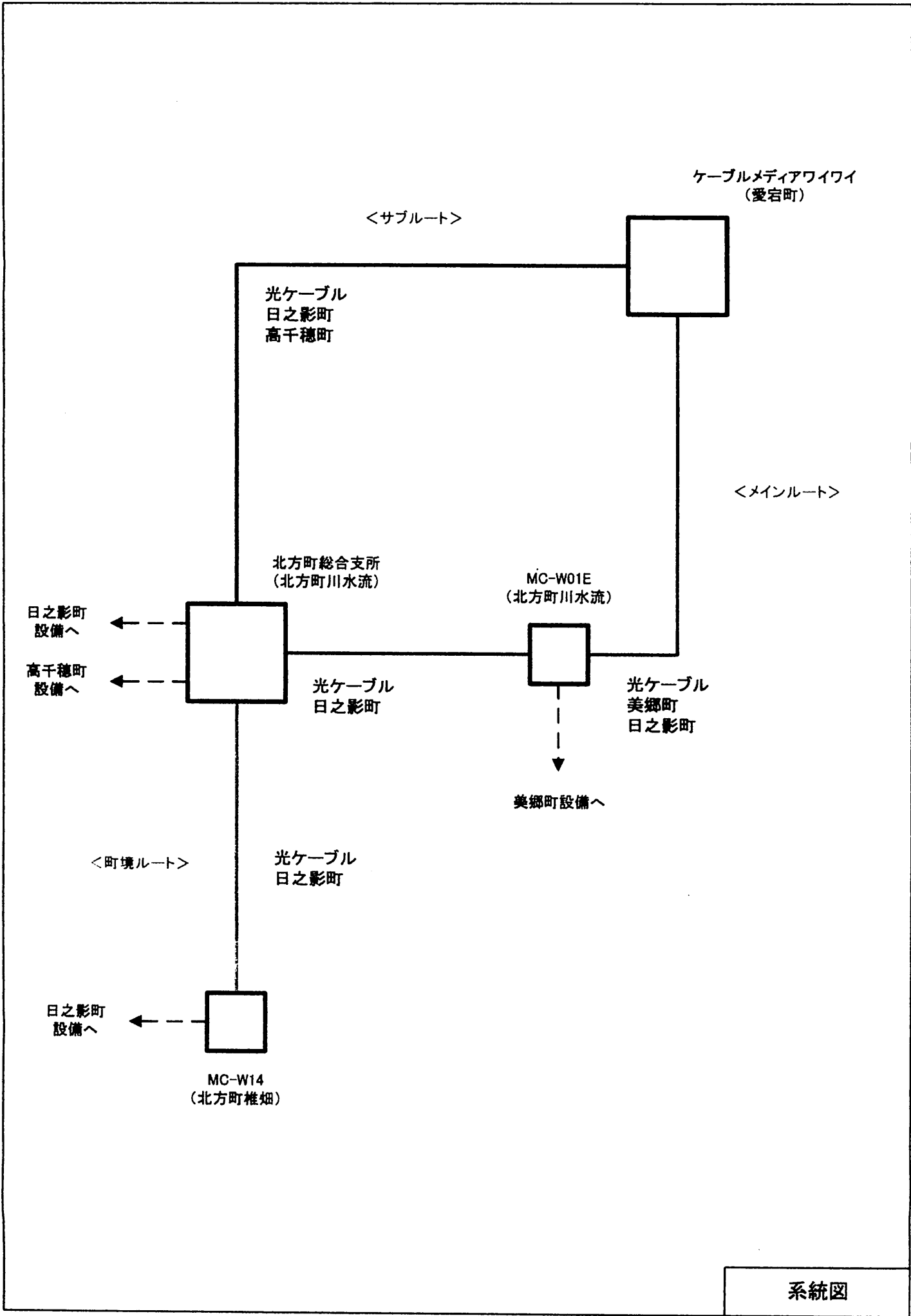
接続箇所 延岡市北方町総合支所サブセンター内

施工計画 延岡市北方町総合支所光成端箱内の芯線端子の一部と、本町所有の芯線端とを接続する。

接続期間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間

その他

(文書取扱：地域振興課)



系統図



美 G 2 0 4 - 1 1 5

平成 2 2 年 / 1 0 月 / 日

ケーブルテレビ設備接続申請書

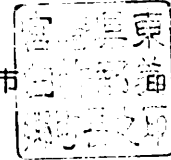
延岡市長
首藤正治様

申請者

住所 東臼杵郡美郷町西郷区田代1番地

美郷町

氏名 美郷町長 菊田彦市



貴市所有のケーブルテレビ設備について、本町所有のケーブルテレビ設備を下記のとおり接続したく、申請いたします。

記

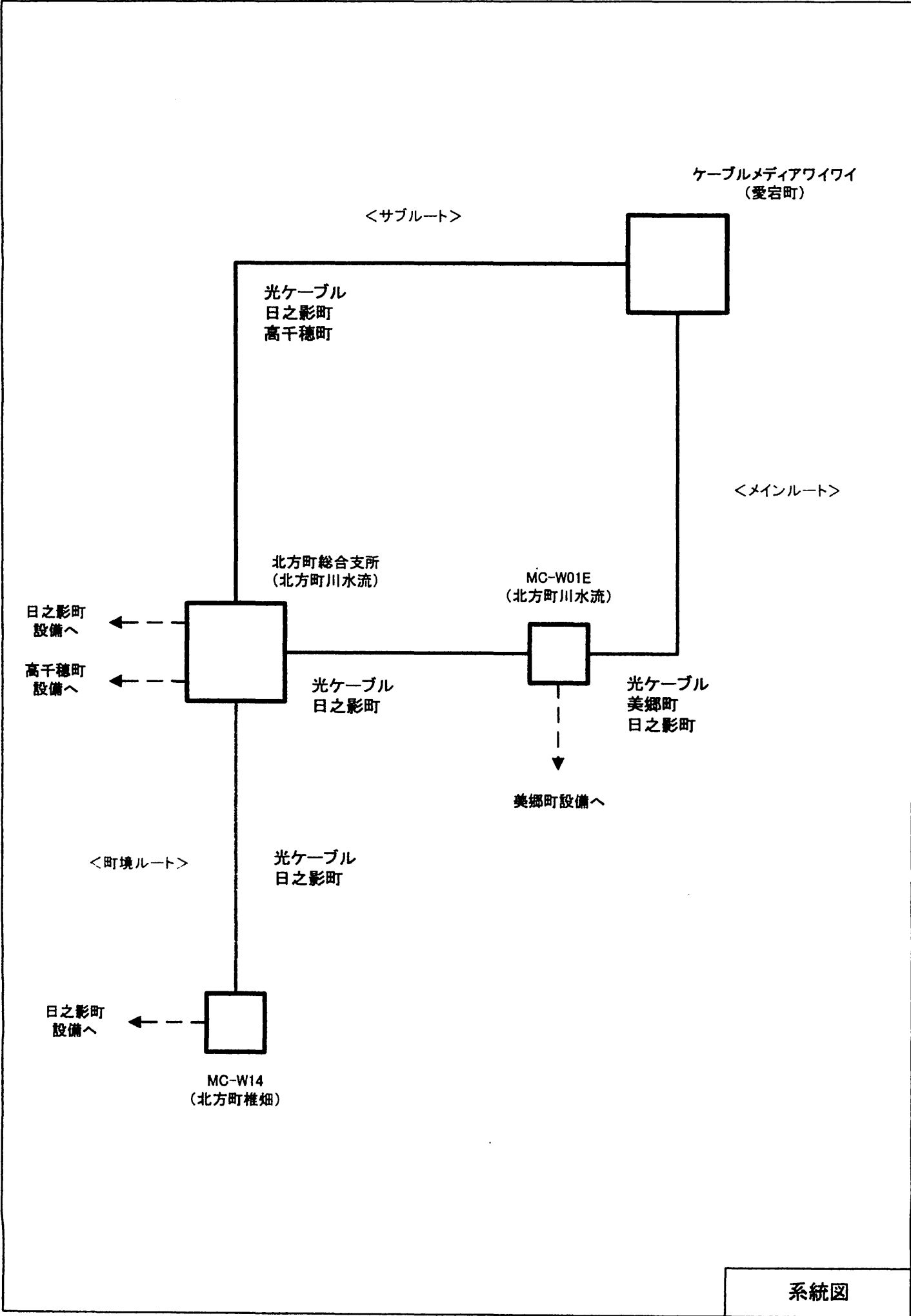
接続目的 本町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
(平成23年度サービス開始予定)

接続箇所 延岡市北方町川水流 MC-WO1Eクロージャ
(電力柱 452へ744 既設クロージャ)

施工計画 延岡市北方町川水流クロージャ内の芯線端子の一部と、本町所有の
芯線を融着する。

接続期間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間

その他



系統図



延情管第 189 号
平成22年10月1日

ケーブルテレビ設備接続許可書

西臼杵郡高千穂町大字三田井13
高千穂町
高千穂町長 内倉 信吾 様

延岡市長 首 藤 正 治

平成22年10月1日付、高企発第1201号 にて申請のありました本市ケーブルテレビ設備への接続について、下記の条件を付して許可いたします。

記

- 接 続 目 的 高千穂町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
- 接 続 箇 所 延岡市北方町総合支所サブセンター内
- 施 工 計 画 延岡市北方町総合支所光成端箱内の芯線端子の一部と、本町所有の芯線端とを接続する。
- 接 続 期 間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間



延情管第 190 号
平成22年10月1日

ケーブルテレビ設備接続許可書

西臼杵郡日之影町大字岩井川3398-1
日之影町
日之影町長 津隈一成 様

延岡市長 首藤正治

平成22年10月1日付、日振発第1306号 にて申請のありました本市ケーブルテレビ設備への接続について、下記の条件を付して許可いたします。

記

- 接 続 目 的 日之影町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
- 接 続 箇 所 延岡市北方町総合支所サブセンター内
- 施 工 計 画 延岡市北方町総合支所光成端箱内の芯線端子の一部と、本町所有の芯線端とを接続する。
- 接 続 期 間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間



延情管第 191 号
平成22年10月1日

ケーブルテレビ設備接続許可書













東臼杵郡美郷町西郷区田代1番地
美郷町
美郷町長 菊田 彦市 様

延岡市長 首 藤 正 治

平成22年10月1日付、美G204-115号 にて申請のありました本市ケーブルテレビ設備への接続について、下記の条件を付して許可いたします。

記

- 接 続 目 的 美郷町における、ケーブルテレビ事業の運営のため
- 接 続 箇 所 延岡市北方町川水流 MC-WO1Eクロージャ
(電力柱 452へ744 既設クロージャ)
- 施 工 計 画 延岡市北方町川水流クロージャ内の芯線端子の一部と、本町所有の芯線を融着する。
- 接 続 期 間 平成23年 4月 1日～ 本町ケーブルテレビ事業期間

		課室名		情報管理課			
起案日		23年8月1日		決裁日		23年8月1日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					情報管理課長	
	副主幹兼情報開発係長  Tel 2138						
	主幹兼課長補佐 運用管理係長 	意見					
		合議者				管財課長	
							
ファイリング マネージャー	公印						
		意見				   	
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 財産（物品）貸付書の発行について(伺い)

NTT宮崎支店より申請のありました浦城町における市道浦城港湾線沿いの本市自営柱への共架につきまして、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1 貸付しようとする財産

自営柱（電柱番号：44-02、44-03、44-04、44-05） 計 4 本

2 申請者の住所及び氏名

宮崎市広島1丁目5番3号

西日本電信電話株式会社 宮崎支店長

代理人 NTT西日本-九州 宮崎事業部 設備部長

3 貸付の目的

NTT地下設備老朽化に伴う配線ルート変更のため

4 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成23年8月1日 ~ 平成24年3月31日

(2) 条件 貸付書（案）に記載

5 共架予定の自営柱の強度について

鋼ケーブルメディアワイワイによる強度計算の結果、別紙のとおり共架は可能との回答であった。

6 貸付料（年額）及びその算定根拠

○電柱共架料

→ 算定にあたっては、NTT電柱添架料を基準とし、実際の共架期間

（8月～翌年3月）を考慮する。

※ 自営柱：4本×1,260円（年）×（8ヶ月／12ヶ月） = 3,360円

7 財産（物品）貸付書案

別紙「財産（物品）貸付書」のとおり

財 産 (物 品) 貸 付 書

延情管第 50 号

平成23年 8月 1日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店長

代理人 NTT西日本-九州

宮崎事業部 設備部長 様

延岡市長 首藤正治



平成23年 7月26日付で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	自営柱（電柱番号：44-02、44-03、44-04、44-05）	
2 所在地	延岡市浦城町（市道：浦城港湾線沿い）	
3 貸付数量	自営柱（4本）	
4 貸付目的	NTT地下設備老朽化に伴う配線ルート変更のため	
5 貸付期間	平成23年 8月 1日 ～ 平成24年 3月31日	
6 貸付料	3,360 円	納付期限 平成23年 9月30日
7 その他		

《許 可 条 件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 係員の指示に従わない場合
(3) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

第 11050 号

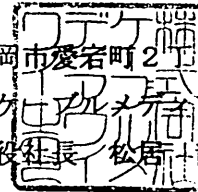
平成23年8月1日

延岡市長 首藤 正治 殿

宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12

株式会社ケーブルメディアワイワイ

代表取締役社長 松居 龍



自営柱への設備共架の照会について(回答)

平成23年7月28日付け文書番号延情管第46号「自営柱への設備共架の照会について」について、下記の通り回答致します。

記

1. 共架の可否

電柱番号：44-02	可
電柱番号：44-03	可
電柱番号：44-04	可
電柱番号：44-05	可

2. 所在地 延岡市浦城町(市道：浦城港湾線沿い)

3. 共架設備 0.65-2 オクソトセン(外径 7.7mm) 質量 0.043(kg/m)

4. 添付書類 計算結果

5. 問い合わせ先

〒882-0872 延岡市愛宕町2丁目1番地12

株式会社ケーブルメディアワイワイ

技術部

TEL (0982) 29 - 2396 (技術部直通)

FAX (0982) 22 - 2978

以上

(1) 電柱番号 44-02

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 5.03kN

電柱の設計荷重 > 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

(2) 電柱番号 44-03

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 5.08kN

電柱の設計荷重 > 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

(3) 電柱番号 44-04

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 5.08kN

電柱の設計荷重 > 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

(4) 電柱番号 44-05

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 5.83kN

電柱の設計荷重 > 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

電柱番号：自営柱 4 4 - 0 2

鋼管柱に加わる風圧荷重

$$P_s = 390 \times \frac{1}{2} (0.1398 \times 6.65^2) = 1205.55(Nm)$$

ケーブルにかかる風圧荷重

$$F_w = 490 \times \frac{43+39}{2} (0.0222 \times 6.5 + 0.0077 \times 6) = 3827.15(Nm)$$

地際にかかるモーメント

$$M = P_s + F_w = 5032.69(Nm) = 5.03(kNm)$$

許容荷重

$$M_R = 1.5 \times 6.65 \times 0.01 = 9.98(kNm)$$

計算結果

$$M_R > M \text{ となり安全である。}$$

電柱番号：自営柱 4 4 - 0 3

鋼管柱に加わる風圧荷重

$$P_s = 390 \times \frac{1}{2} (0.1398 \times 6.65^2) = 1205.55(Nm)$$

ケーブルにかかる風圧荷重

$$F_w = 490 \times \frac{39+44}{2} (0.0222 \times 6.5 + 0.0077 \times 6) = 3873.82(Nm)$$

地際にかかるモーメント

$$M = P_s + F_w = 5079.37(Nm) = 5.08(kNm)$$

許容荷重

$$M_R = 1.5 \times 6.65 \times 0.01 = 9.98(kNm)$$

計算結果

$$M_R > M \text{ となり安全である。}$$

電柱番号：自営柱 4 4 - 0 4

鋼管柱に加わる風圧荷重

$$P_s = 390 \times \frac{1}{2} (0.1398 \times 6.65^2) = 1205.55(Nm)$$

ケーブルにかかる風圧荷重

$$F_w = 490 \times \frac{39 + 44}{2} (0.0222 \times 6.6 + 0.0077 \times 6) = 3871.74(Nm)$$

地際にかかるモーメント

$$M = P_s + F_w = 5077.29(Nm) = 5.08(kNm)$$

許容荷重

$$M_R = 1.5 \times 6.65 \times 0.01 = 9.98(kNm)$$

計算結果

$M_R > M$ となり安全である。

電柱番号：自営柱 4 4 - 0 5

鋼管柱に加わる風圧荷重

$$P_s = 390 \times \frac{1}{2} (0.1398 \times 6.65^2) = 1205.55(Nm)$$

ケーブルにかかる風圧荷重

$$F_w = 490 \times \frac{44 + 55}{2} (0.0222 \times 6.5 + 0.0077 \times 6) = 4620.58(Nm)$$

地際にかかるモーメント

$$M = P_s + F_w = 5826.13(Nm) = 5.83(kNm)$$

許容荷重

$$M_R = 1.5 \times 6.65 \times 0.01 = 9.98(kNm)$$

計算結果

$M_R > M$ となり安全である。

担当者

情報開発係長

運用管理係長

情報管理課長



。NTTより別添の通り本町国営社への共架の申し出がありました。そのため、ケーブルメディアワイワイに対し、下記の通り共架照会を行います。

延情管 46 号

平成23年7月28日

株式会社ケーブルメディアワイワイ

代表取締役社長 松居 龍 様

延岡市長 首藤正治

自営柱への設備共架の照会について

標記の件につきまして、NTTより下記のとおり設備共架の申し出がありました。

つきましては、強度計算を実施いただき、共架の可否についてご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1 貸付施設 | 自営柱：4本（電柱番号：44-02、44-03、44-04、44-05） |
| 2 所在地 | 延岡市浦城町（市道：浦城港湾線沿い） |
| 3 共架設備 | 0.65-2材外伸 質量 0.043(kg/m) |
| 4 添付書類 | 設計図、位置図、写真 |

文書取扱：企画部情報管理課情報開発係

（電話）22-7004

財産（物品）貸付申請書

第 259 号
平成23年7月26日

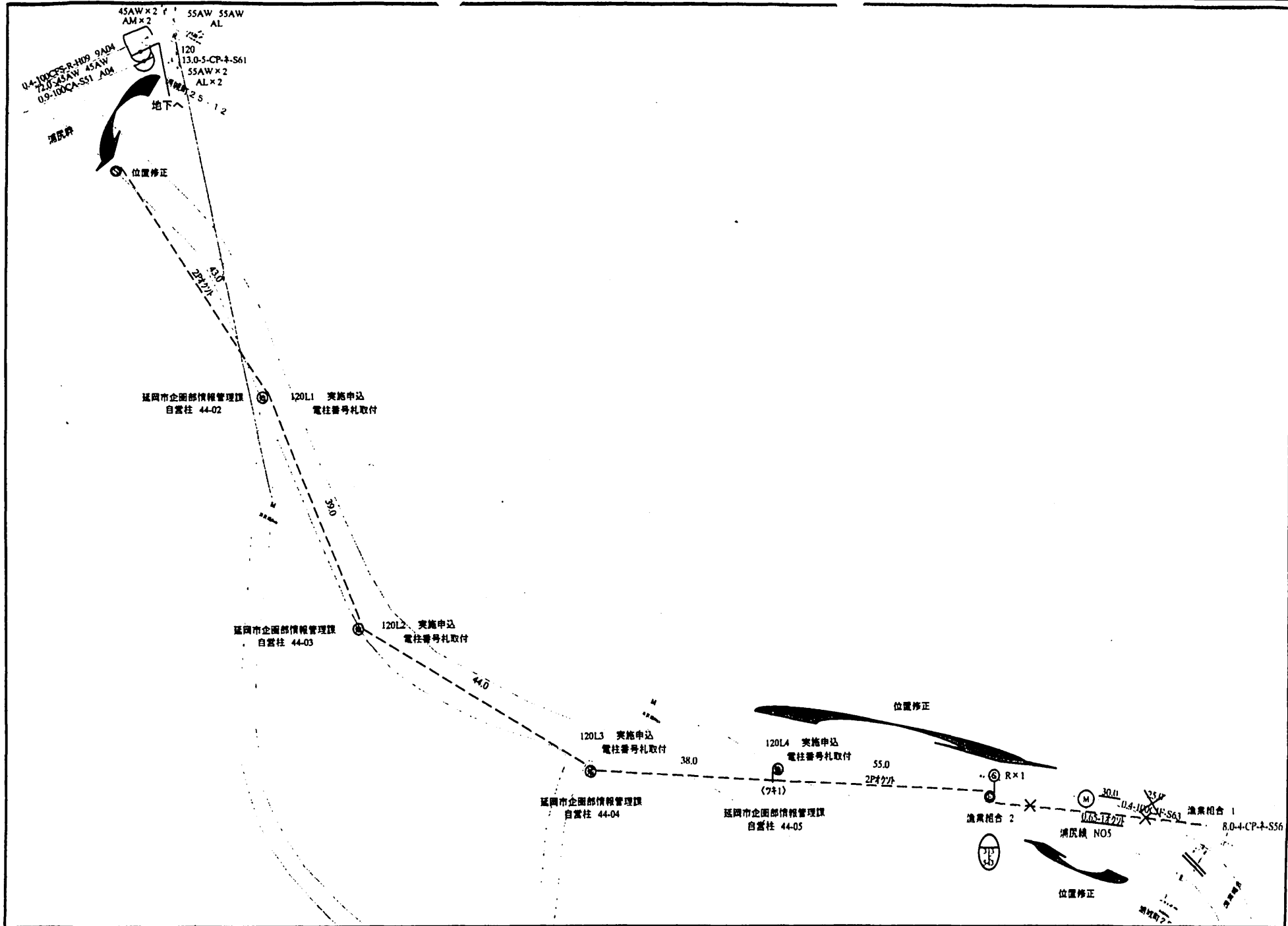
延岡市長 首藤正治様

西日本電信電話株式会社
宮崎支店長
代理人 NTT西日本-九州
宮崎事業部 設備部



下記のとおり財産（物品）を使用したいので、許可くださるよう申請します。

1 貸付施設	自営柱（電柱番号：44-02、44-03、44-04、44-05）
2 所在地	延岡市浦城町（市道：浦城港湾線沿い）
3 貸付数量	自営柱（4本）
4 貸付目的	NTT地下設備老朽化に伴う配線ルート変更のため
5 貸付期間	平成23年8月1日 ～ 平成24年3月31日
6 貸付料	<input checked="" type="checkbox"/> 有償・無償 減免を希望する場合はその理由
7 その他	



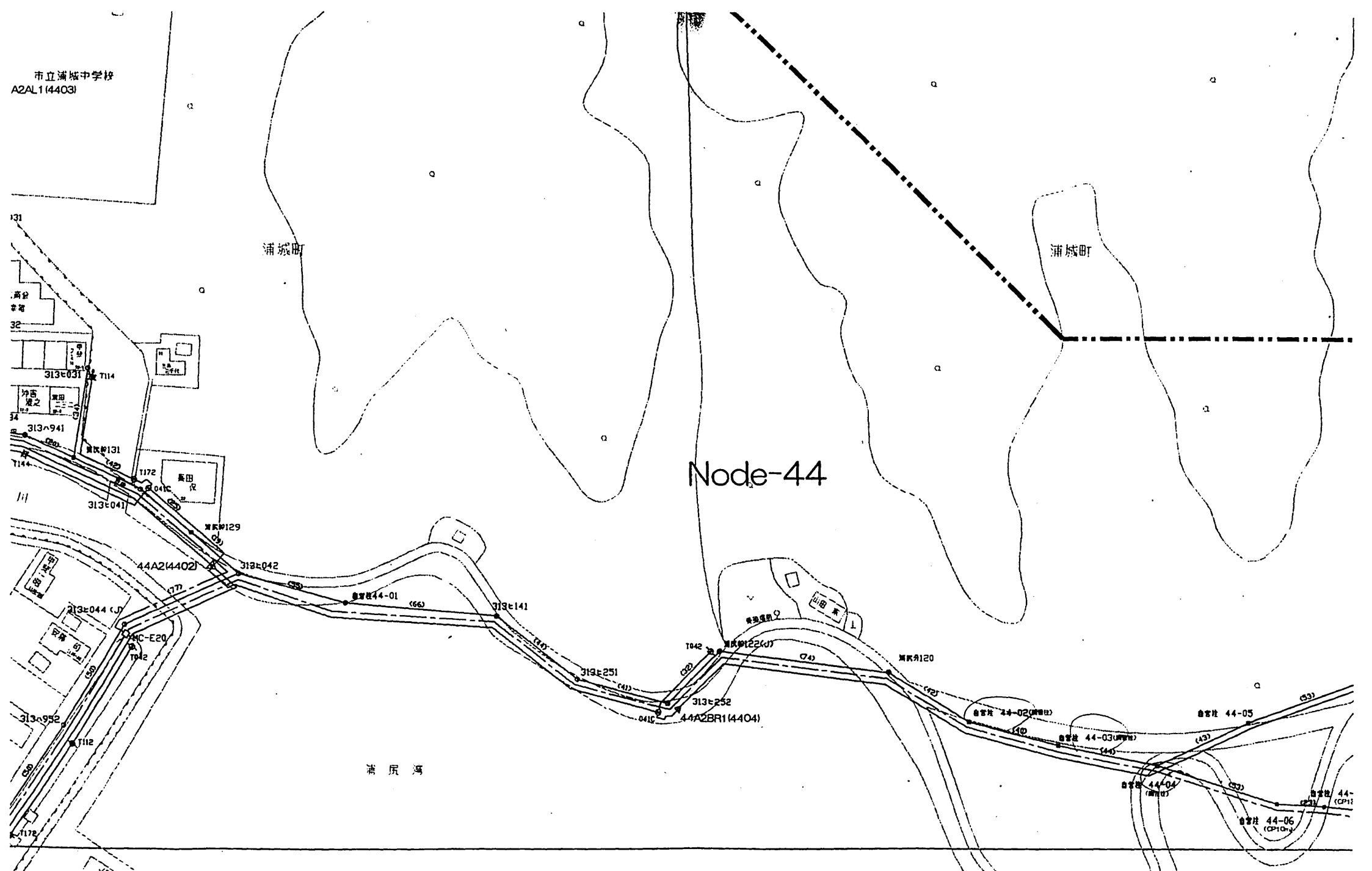
收容局	保守局	管理番号	オプスNO	設備名	設備番号	注文工期	申請者	申請番号	電話番号	設計者
南 浦	延 岡	2215205	604551	浦尻線	5MH	H22.12.14~H23.8.27	延岡設備			

市立浦城中学校
A2AL1(4403)

浦城町

浦城町

Node-44



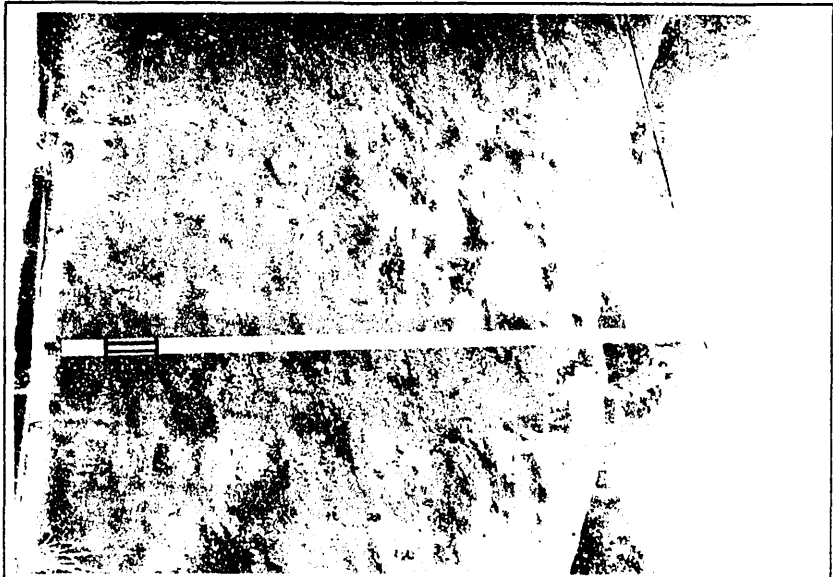
KEY PLAN										延岡線			
名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号				
双方向幹線2分配器	⊙	タップオフ(2分配器)	-PS	無停電電源供給器	—	光ケーブル	●	電力共架柱	⊕	CATV PS柱	NB1924	NB1A24	NB1E24
双方向幹線1分配器	⊕	タップオフ(8分配器)	-3	誘導抵抗器	—	同軸ケーブル(幹線)	⊗	NTT共架柱	⊙	既設自官柱	NB1923	NB1A23	NB1E23
タップオフ(8分配器)	⊕	タップオフ(4分配器)	+	保安器	—	同軸ケーブル(配線)	⊗	NTT小柱	—	マルチアワー	NB1922	NB1A22	NB1E22
タップオフ(4分配器)	○	タップオフ(2分配器)	-□	光クロージャ	—	同軸ケーブル(引込)	●	CATV柱	—				

電線施設共用(実施・~~廃止~~・~~架設物変更~~)設計図

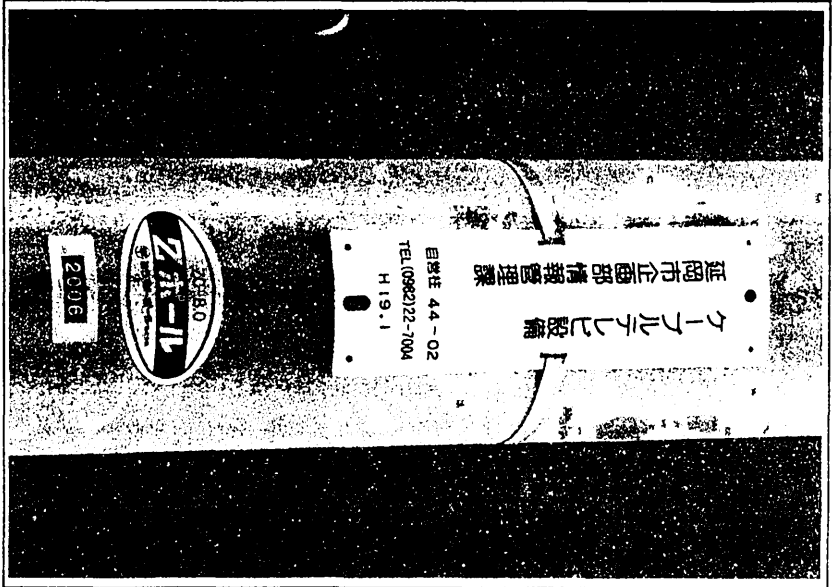
実施					
電柱番号	自営柱 44-02	自営柱 44-03	自営柱 44-04	自営柱 44-05	
NTT電柱番号	浦尻幹 120L1	浦尻幹 120L2	浦尻幹 120L3	浦尻幹 120L4	
※ケーブル種別 及び外径(mm)	● 0.65-2オクトセン(外径7.7mm)	● 0.65-2オクトセン(外径7.7mm)	● 0.65-2オクトセン(外径7.7mm)	● 0.65-2オクトセン(外径7.7mm)	
記 事	NTT:浦尻幹120~43m	自営柱 44-02~39m	自営柱 44-03~44m	自営柱 44-04~38m	
※表示記号 ○ 既設ケーブル ● 新設ケーブル ▲ 撤去ケーブル					
電柱番号					
NTT電柱番号					
※ケーブル種別 及び外径(mm)					
記 事					

電柱番号： 44-02

(電柱全体写真)

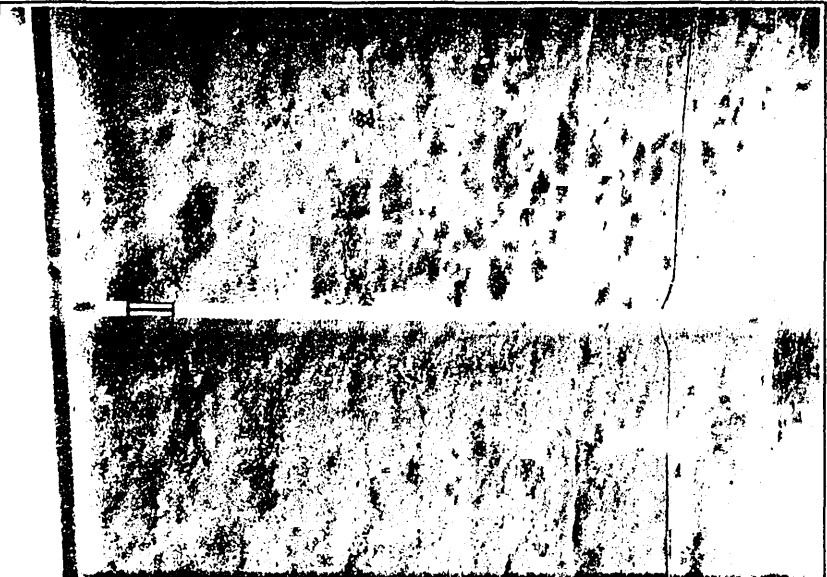


(電柱番号)

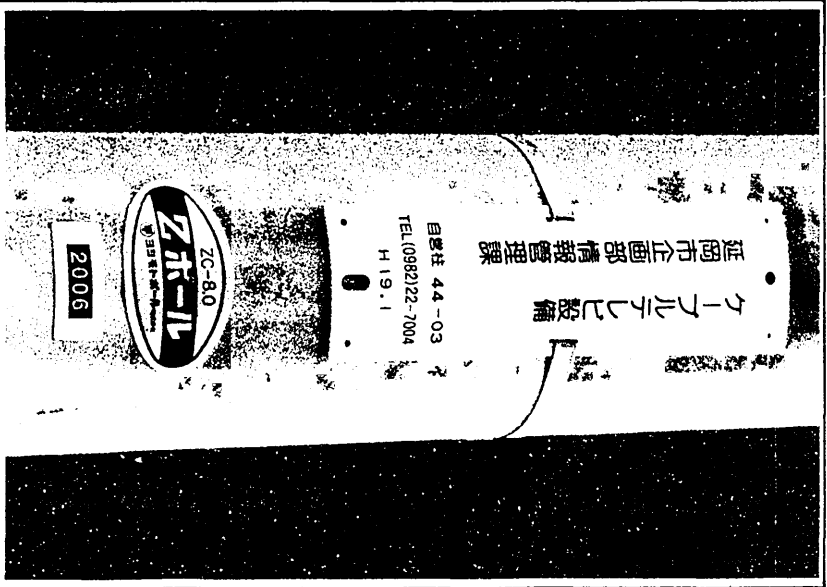


電柱番号： 44-03

(電柱全体写真)



(電柱番号)



電柱番号： 44-04

(電柱全体写真)

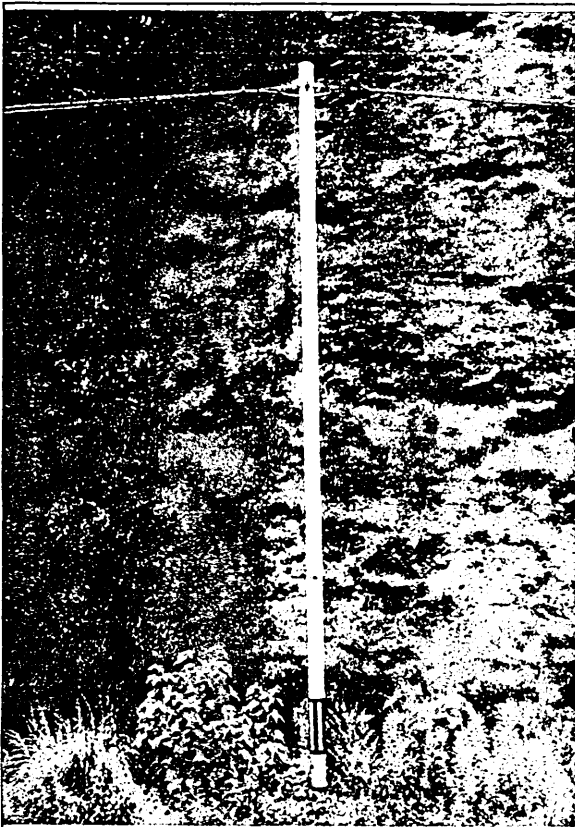
(電柱番号)








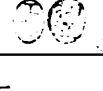


電柱番号： 44-05

(電柱全体写真)

(電柱番号)



		課室名		情報管理課			
起案日		24年4月1日		決裁日		24年4月1日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐 運用管理係長	情報管理課長
	情報開発係長  Tel 2138						
	庶務担当 	意見					
		合議者					管財課長
							
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 財産（物品）貸付書の発行について(伺い)

エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州より申請のあった熊野江トンネル及び東谷トンネル付近の地下管路と引き上げ柱について、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1 貸付しようとする財産

(1) 東谷トンネル引き上げ管路 12.7m (別紙「占用物件書：区間①～②」)

(2) 熊野江トンネル引き上げ管路 7.5m (別紙「占用物件書：区間③～④、⑤～⑥、⑦～⑧」)

計 20.2m

(3) 自営柱 「延情東谷」、「延情熊野江」、「延情熊野江」 計 3本

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区渡辺通2-6-1 西鉄薬院駅ビル

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員 九州支社長 国枝 俊成

3 貸付の目的

大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として

4 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日

(2) 条件 貸付書(案)に記載

5 貸付料(年額)及びその算定根拠

(1) 引上げ管路

→ 延岡市財産条例第9条により、延岡市道路占用料徴収条例を準用。

地下電線その他地下に設ける線類を適用

$20.2\text{m} \times 4\text{円/年} = 80\text{円}$

(2) 電柱添架

→ NTT電柱添架料と同額とした。

$3 \times 1,260\text{円/年} = 3,780\text{円}$

※ (1) + (2) = 3,860円

6 使用許可書案

別紙のとおり

財産（物品）貸付書

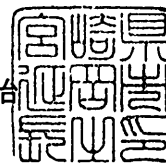
延情管第 4 号

平成24年 4月 1日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員 九州支社長 国枝 俊成 様

延岡市長 首藤 正治



平成24年1月17日付文書番号 九州ネ10920-20号 で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	東谷トンネル引き上げ管路 熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱:延情東谷 延情熊の江1 延情熊の江2	
2 所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
3 貸付数量	管路20.2m 自営柱 3本	
4 貸付目的	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
5 貸付期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日	
6 貸付料	¥3,860円	納付期限 平成24年5月31日
7 その他		

《許可条件》

- 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合
(2) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。



〒
住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1
氏名 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社
様

会計	一般会計	単件
平成 24年度	所属 051500 情報管理課	

金額	¥3,860
督促料	円
延滞金	円
納付合計金額	円

款	20 諸収入	項	05 雑入
目	02 雑入	節	03 総務費雑入
細節	98 雑入		

納期限 平成 年 月 日

摘要 トンネル管路貸付料

上記の金額を領収したので通知します。

延岡市 (市役所用)

延岡市会計管理者 様
延岡市指定金融機関

領収済印

納付済通知書 (控)

0000158-001

〒
住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1
氏名 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社
様

平成 24年度	所属 051500 情報管理課
---------	-----------------

金額	¥3,860
督促料	円
延滞金	円
納付合計金額	円

延岡市 (金融機関用)

領収済印

納入通知書・領収書

0000158-001

〒
住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1
氏名 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社
様

平成 24年度	所属 051500 情報管理課
---------	-----------------

金額	¥3,860
督促料	円
延滞金	円
納付合計金額	円

会計 01 款 20 項 05 目 02 節 03
細節 98 雑入

納期限 平成 年 月 日

摘要 トンネル管路貸付料

上記の金額を領収しました。

納付場所 延岡市指定金融機関
延岡市指定代理金融機関
延岡市収納代理金融機関

延岡市指定金融機関
延岡市指定代理金融機関
延岡市収納代理金融機関

上記のとおり納入してください。

平成 24 年 4 月 1 日 延岡市長



(納入者用)

領収済印

財産（物品）使用許可申請書

延岡市長 様

九州ネ10920-20号
平成24年 1月17日

申請者

住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1 西鉄薬院駅ビル

氏名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員 九州支社長 国枝 俊成

担当者 ネットワーク部リンク計画担当

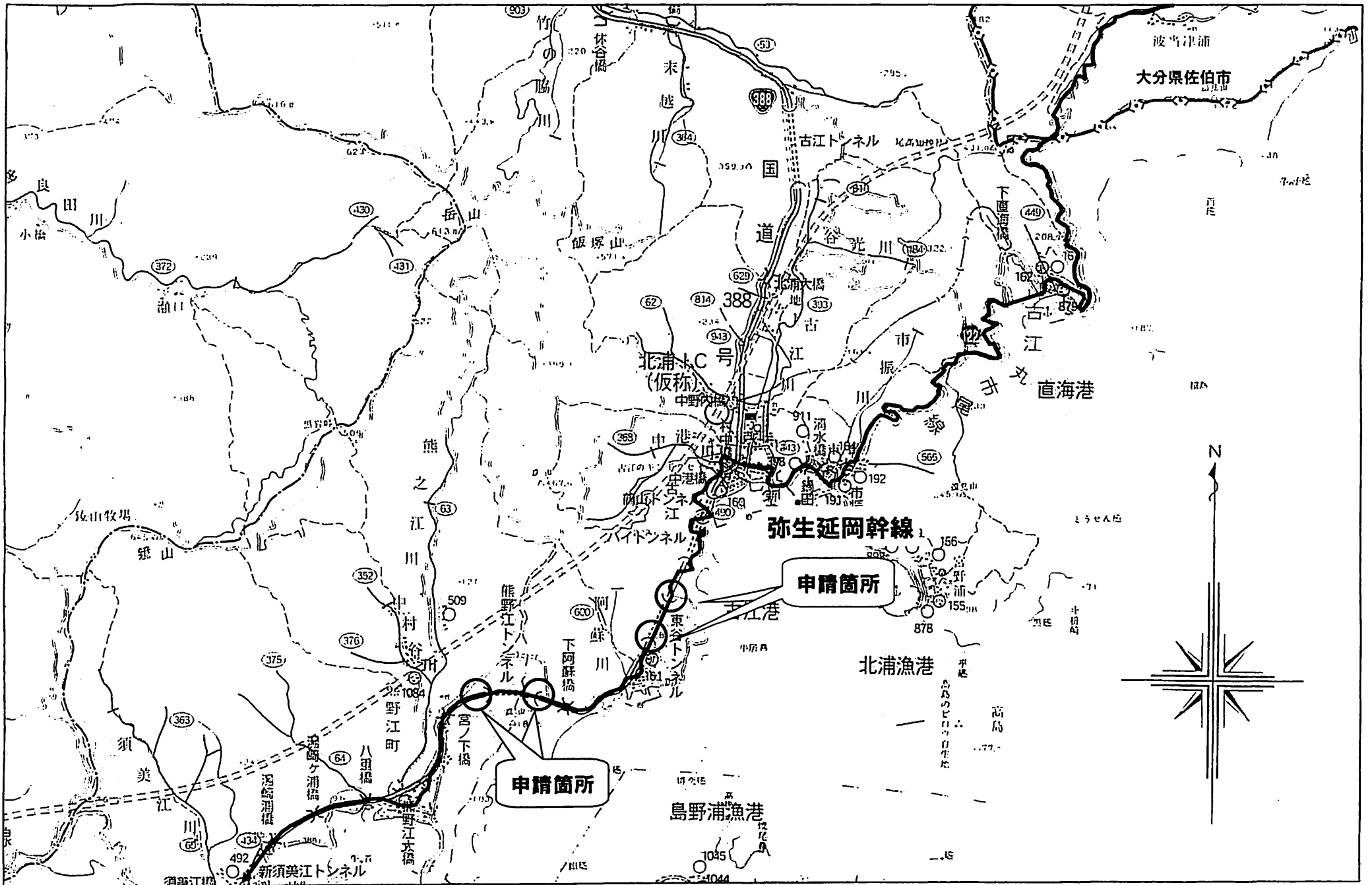
TEL 092-735-8768



次のとおり財産（物品）を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 財産（物品）の 名称 及び所在地	名称	東谷トンネル及び熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱（延情東谷 延情熊野江1 延情熊野江2）	
	所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
2 財産（物品）の 種類	ケーブルテレビ設備		
3 使用目的	用途	認定電気通信業の用に供するため	
	数量	管路20.2m 自営柱3本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由（詳細に） 大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として		
4 使用期間	平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで		
5 使用料	①引上げ管路 80円 ②電柱添架 3,780円 計 3,860円 （減免を希望する場合はその理由をご記入下さい。）		
6 添付書類	位置図、明細書、線路図等		

位置図



占有物件集計表

(延岡市引上分線管使用)

占有物件		内 訳			数 量	備 考	
		管路外径	ケーブル外径	条数			
通信用ケーブル	地 下	φ 50mm	Φ 19.4mm	1条	20.2m	延岡市地下管路	
	架 空	電柱添架(共架電柱)			3本 [0本]		
		内 訳	自治体柱(延岡市)		3本 [0本]		
		道 路 横 断			[]はつり線のみ		

占 用 物 件 書

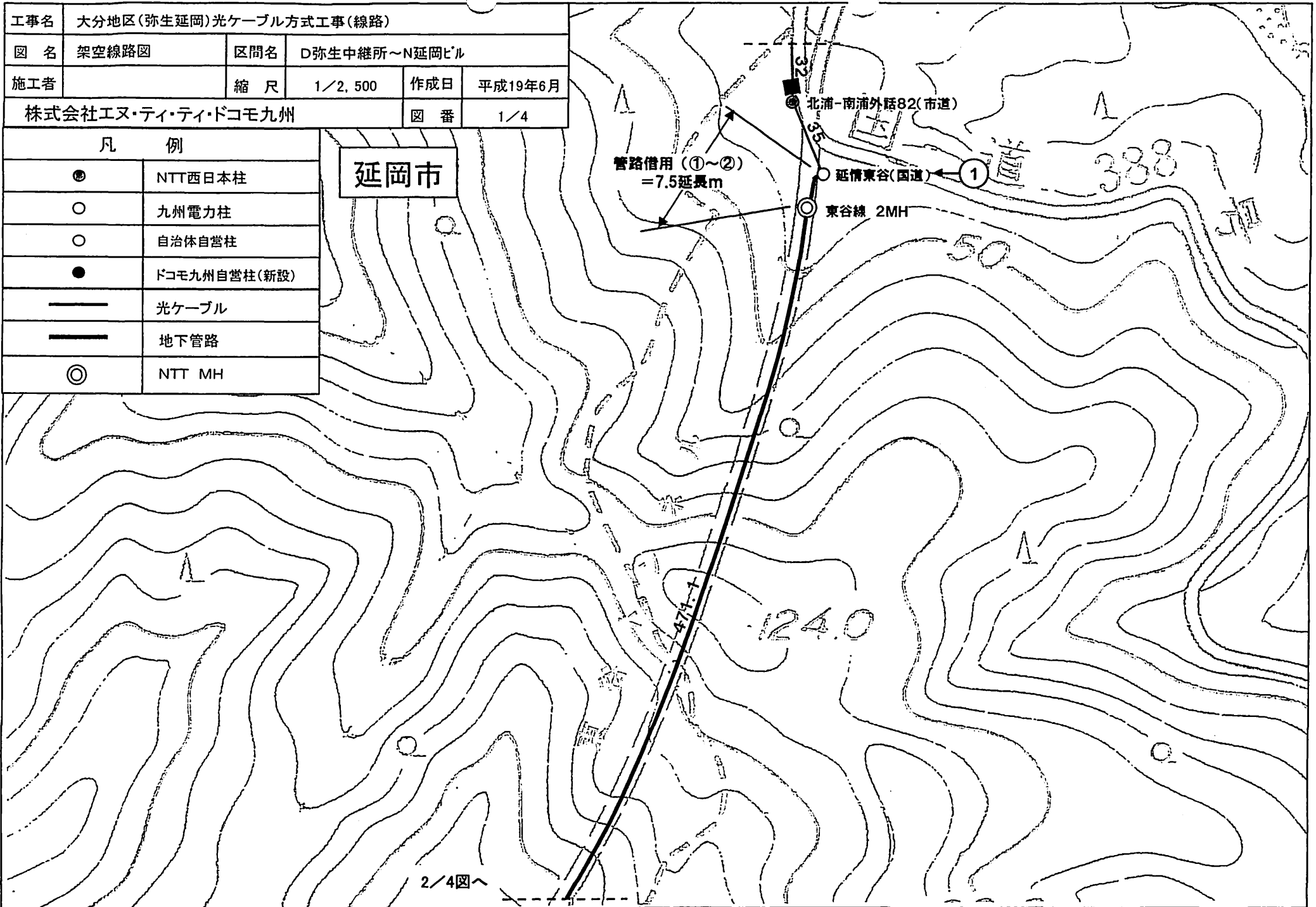
管路（既設）明細書

区 間	区間長 (m)	占用市町村名：延岡市						計
		条数	φ50mm硬質 ビニール管					
①～②	3.5	1	7.5					7.5
③～④	4.0	1	5.2					5.2
⑤～⑥	5.2	1	4.0					4.0
⑦～⑧	7.5	1	3.5					3.5
合 計	20.2		20.2					20.2

工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	1/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

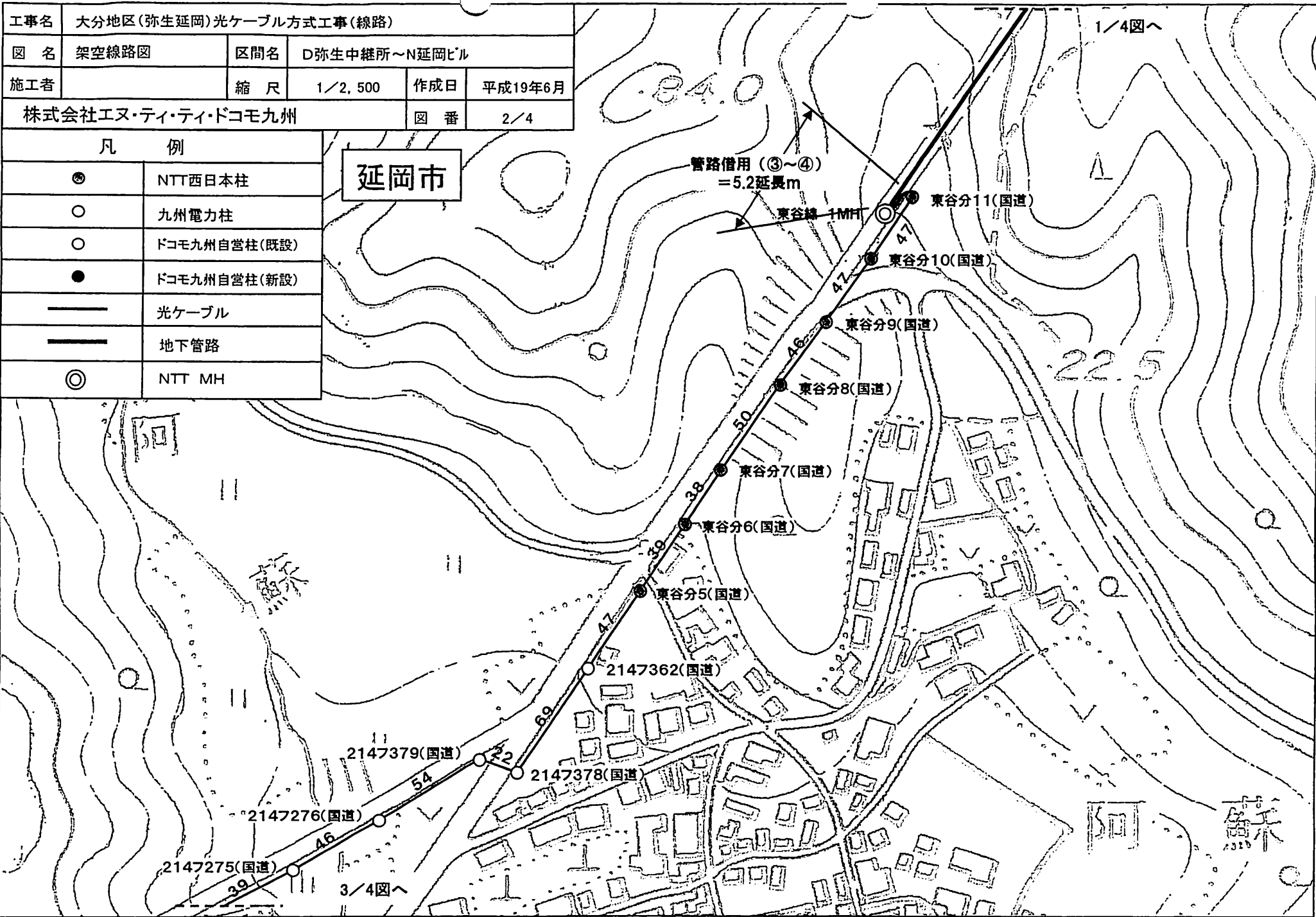
延岡市



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)			
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル	
施工者		縮尺	1/2,500	作成日 平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	2/4

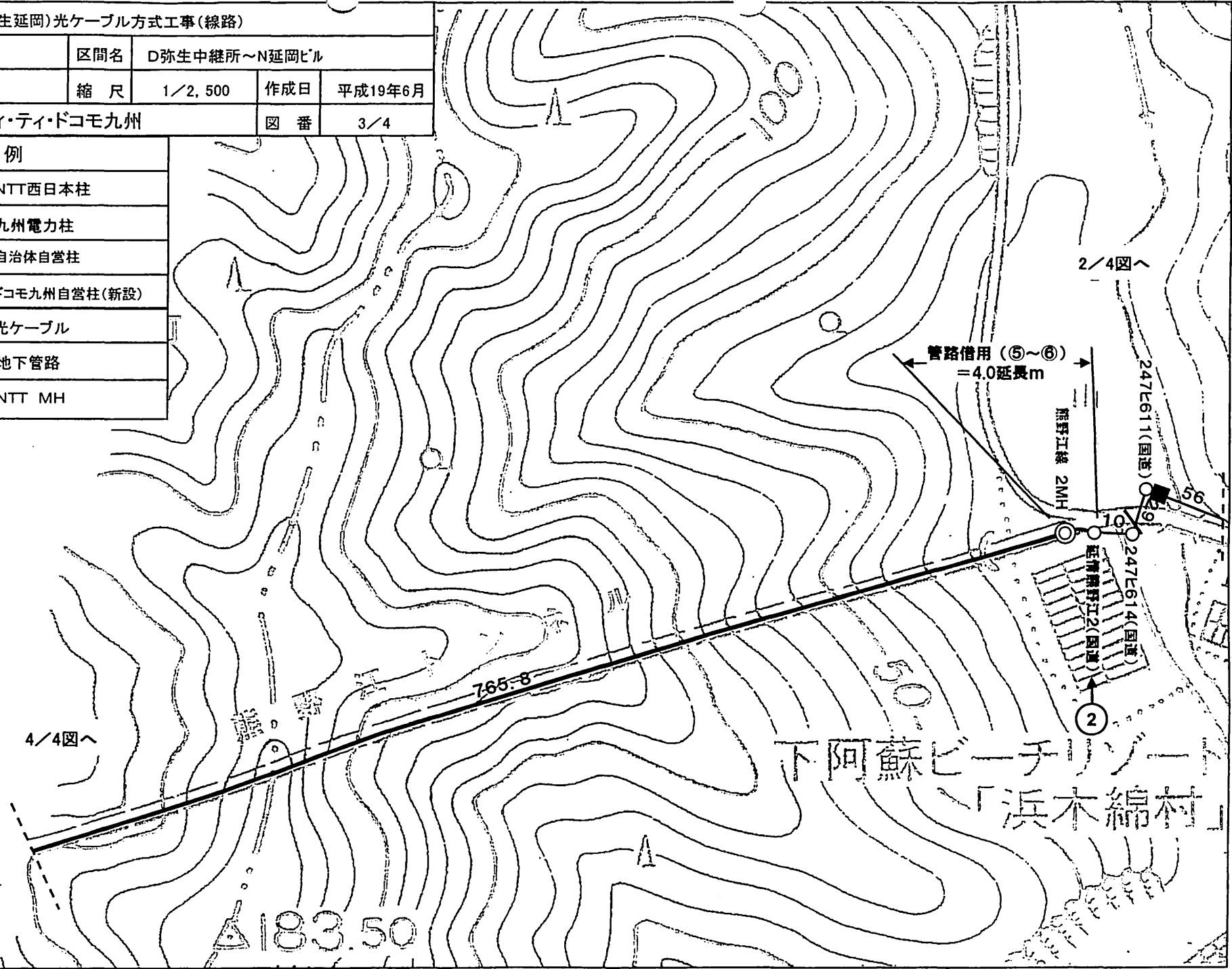
凡 例	
⊙	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	ドコモ九州自営柱(既設)
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

延岡市



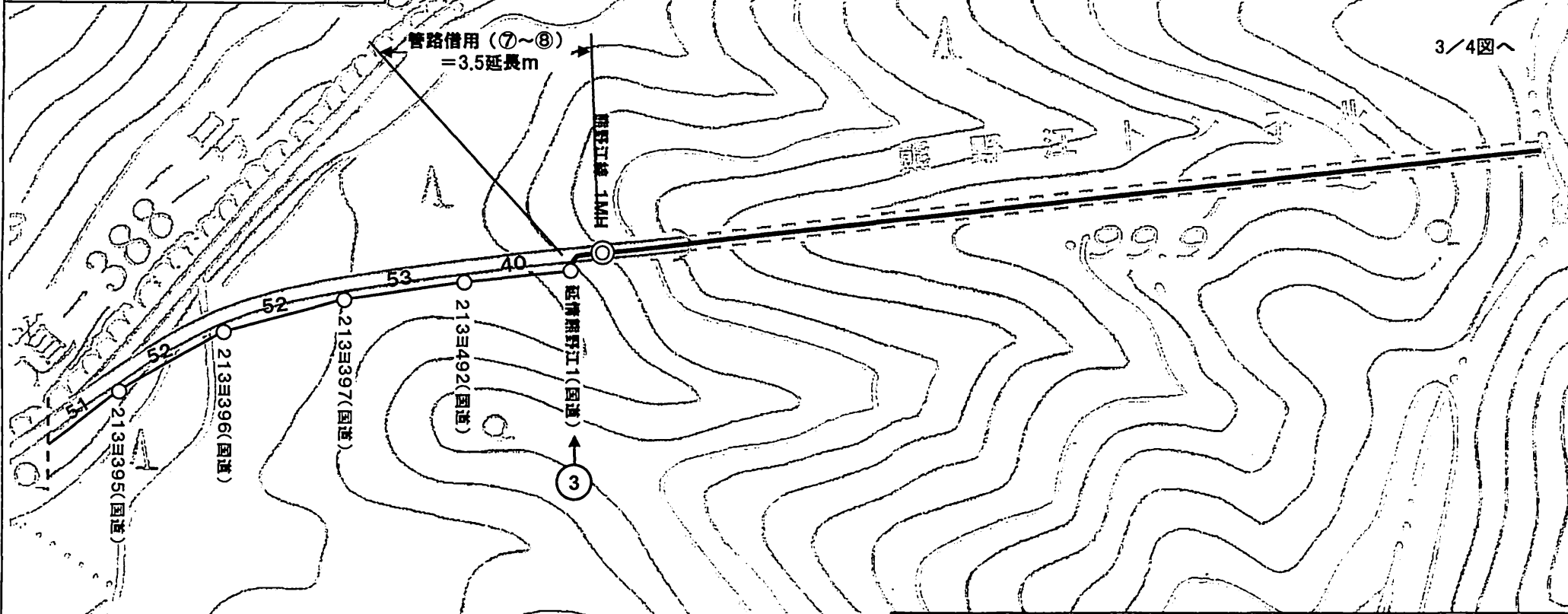
工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	3/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



下阿蘇ビーチリゾート
「浜木綿村」

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)			
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル	
施工者		縮尺	1/2,500	作成日 平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	4/4

延岡市情報管理課(行政)H24更新申請一覧

エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社リンク計画担当

許可 年度	申請区分	申請先名	出張所・営業所名	道路路線名	許可年月日	許可番号	申請番号	料金 単価	許可 数量	申請種別	土地 種別	許可終了 年月日
H23	行政財産使用許可	延岡市	情報管理課	東谷トンネル、熊野江トンネル	H23.4.1	H23延情管第2号	九州ネ8942-30号	1260	3	共架柱	乙	H24.3.31
H23	行政財産使用許可	延岡市	情報管理課	東谷トンネル、熊野江トンネル	H23.4.1	H23延情管第2号	九州ネ8942-30号	4	20	地下電線	乙	H24.3.31